

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年6月26日

【事業年度】 第15期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

【会社名】 シュッピン株式会社

【英訳名】 Syuppin Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 CEO 小野 尚彦

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿一丁目14番11号  
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行って  
おります。)

【電話番号】 03-3342-0088(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 CFO 辻本 拓

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿一丁目19番6号

【電話番号】 03-3342-0088(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 CFO 辻本 拓

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (千円)	22,705,331	24,996,074	30,921,474	34,608,865	34,658,950
経常利益 (千円)	821,075	1,078,276	1,521,139	1,433,033	1,735,657
当期純利益 (千円)	560,372	741,092	1,077,303	982,620	1,193,962
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	508,656	508,656	508,656	513,683	518,665
発行済株式総数 (株)	11,970,400	11,970,400	23,940,800	23,946,581	23,959,657
純資産額 (千円)	2,753,426	3,399,079	4,331,367	4,909,364	5,703,999
総資産額 (千円)	5,907,458	6,676,691	8,780,786	9,871,459	12,008,879
1株当たり純資産額 (円)	114.74	141.69	180.68	206.90	241.31
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	8 (-)	12 (-)	10 (-)	14 (-)	16 (-)
1株当たり当期純利益 (円)	23.41	30.96	45.00	41.11	50.55
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	30.94	44.19	40.45	50.12
自己資本比率 (%)	46.5	50.8	49.3	49.7	47.5
自己資本利益率 (%)	22.3	24.1	27.9	21.3	22.5
株価収益率 (倍)	27.8	26.3	28.3	19.9	12.6
配当性向 (%)	17.1	19.4	22.2	34.1	31.6
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	90,117	388,047	134,057	689,650	1,094,731
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	333,514	122,016	184,685	419,987	136,591
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	257,562	128,040	675,051	135,060	1,166,923
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	506,429	644,420	1,268,843	1,403,445	3,528,508
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用 人員〕 (名)	191 〔14〕	183 〔18〕	190 〔25〕	200 〔34〕	206 〔36〕
株主総利回り (%)	82.7	104.0	163.2	107.8	86.5
(比較指標：配当込み TOPIX) (%)	(89.2)	(102.3)	(118.5)	(112.5)	(101.8)
最高株価 (円)	2,149	1,786	3,400 (注)9 1,591	1,908	1,325
最低株価 (円)	873	916	1,441 (注)9 1,080	665	516

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第11期の1株当たり配当額には、記念配当1円を含んでおります。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第11期は新株予約権の残高があるものの、希薄化効果を有しないため記載しておりません。
5. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、嘱託を含む。)は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
7. 2018年1月1日付で、株式1株につき2株の株式分割を行いました。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
8. 最高・最低株価は、2015年12月8日より東京証券取引所市場第一部におけるものであり、それ以前は東京証券取引所マザーズにおけるものであります。
9. 2018年1月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っており、印は株式分割による権利落後の最高・最低株価であります。

## 2 【沿革】

当社取締役会長鈴木慶は、1994年8月に東京都新宿区にて専門店屋号「Map Camera」としてカメラ事業を開始しており、当社は設立後に当該事業を譲受けました。当社設立以降の変遷は、次のとおりであります。

年月	事項
2005年8月	当社設立(資本金100,000千円)
2005年12月	マップ・ビジュアル・プレゼンツ株式会社よりカメラ事業EC(エレクトリックコマース:インターネット上の当社サイトにおけるネット取引・決済)部門の営業譲受
2006年2月	マップ・ビジュアル・プレゼンツ株式会社よりカメラ事業店舗営業部門の営業譲受
2006年6月	専門店屋号「GMT」でGMT時計営業部として、時計販売の店舗買取・販売事業を開始
2008年4月	専門店屋号「KINGDOM NOTE」でKINGDOM NOTE営業部として筆記具買取・販売事業を開始
2008年11月	株式会社MGより株式会社マップスポーツの全株式を譲受け子会社化し、スポーツ自転車買取・販売事業を開始
2010年9月	子会社の株式会社マップスポーツを解散し(2011年1月清算結了)事業譲受し、マップスポーツ営業部(専門店屋号「map sports」)とする
2012年12月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2013年7月	スポーツ自転車買取・販売事業の専門店屋号を変更し「CROWN GEARS」とする
2014年5月	本社及び営業本部事務所を東京都新宿区西新宿一丁目14番11号に移転
2015年12月	東京証券取引所市場第一部に市場変更
2019年12月	レディース腕時計専門サイト「BRILLER」オープン

## 3 【事業の内容】

当社は初心者から愛好家までの幅広い層を対象に、「インターネットを利用して価値ある新品と中古品(注)1の安心・安全なお取引を行うこと」を目標に事業を展開しております。

当社が置かれていますEコマース市場は、経済産業省の公表による2018年の国内B to CのEC市場規模が2017年から9.0%伸長して18.0兆円となり、EC化率も継続して上昇しながら、その市場規模は拡大しております。(注)2

そのの中古品市場は、中古ビジネスへの注目から多様な業態が参入したことによるB to C取引の増加、スマートフォンによる購入環境の進化と取扱品の多様化によるユーザー層の広がりによって、インターネットオークション、フリマアプリなどを利用したC to C取引が増加し、市場の拡大を牽引しています。一方で、コピー商品、不当表示や商品不具合等のトラブルになっている事例も多くあることから、市場としてより安全な取引環境の整備が課題となっております。このような市場環境のなか、当社は安心・安全が求められる大切な商品を取り扱える会社として、より良い取引環境の実現を目指しております。

(注)1. 当社では、新品だけではなく、中古品についても高級嗜好品、アンティーク等にとらわれず、顧客が愛着を持って大切に保有されてきた品物を「価値ある中古品」として取扱っております。

2. 出典: 経済産業省 2018年度 電子商取引に関する市場調査

当社は、インターネットと店舗において、中古品の買取と販売及び新品の販売を行っております。なお、2020年3月31日時点でのWeb会員数は、456,559人となっており、Web会員の地域分布は、次のとおりであります。

< Web会員地域分布 >

	北海道・東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州・沖縄	合計
会員(人)	35,764	234,615	62,715	68,451	17,137	8,452	29,425	456,559
比率(%)	7.8	51.4	13.7	15.0	3.8	1.9	6.4	100.0

当社では、インターネットで安心・安全に取引を完結できる環境を構築しておりますが、実店舗で実際の商品の状態を確かめたいという顧客にも対応するため、基本的に1事業につき1店舗の運営をしております。

また、当社が営むカメラ事業、時計事業、筆記具事業、自転車事業ではいずれも専門的な知識が求められます。それぞれの事業の取扱商品に対して“こだわり”を持って接し、専門性を追求することにより、商品知識豊富な人材が育成されており、当社ではそのような人材をエキスパートと呼んでおります。

なお、当社が事業を行う上での屋号につきましては次のとおりであります。(注)3

事業名	カメラ事業	時計事業	筆記具事業	自転車事業
屋号	<b>Map Camera</b>	<b>GMT</b>  <b>BRILLER</b>	 <b>KINGDOM NOTE</b>	<b>CROWN</b>  <b>GEARS</b>

(注) 3. 高品質なサービスを提供するために、事業ごとに異なった屋号で事業展開しております。

当社の事業における位置付け及びセグメントとの関係は次のとおりであります。なお、以下に示す区分は、セグメントと同一区分であります。

[カメラ事業]

当事業は屋号を「Map Camera」とし、ライカやローライ、ハッセル、ツァイスなどカメラ愛好家に求められる機種、また国内や海外のデジタルカメラ、フィルムカメラ、交換レンズなどの中古品・新品を取り扱うカメラ専門店として、初心者から愛好家までの幅広い層の顧客のニーズに応えられるように事業展開を行っております。

商品調達につきましては、当社で扱う中古品は個人の顧客からの買取による仕入であり、新品はメーカーまたは問屋からの仕入を行っております。買取の手順としては、顧客からのインターネットによる査定申し込み・宅配配送(通信買取)、または顧客による店舗への持ち込み(店舗買取)によりお品物をお預かりします。その後、当社エキスパートによる検品を行い、エキスパートの経験と当社独自の買取査定データベースの活用を基本とし、適正な買取価格を顧客に提示確認後、買取を行います。

買取った商品につきましては、当社保有のリペア・クリーニングに関するノウハウにより、メンテナンスしたうえで、インターネット及び店舗にて販売しております。

販売につきましては、買取と同様にインターネットと店舗の両チャンネルで中古品と新品の販売を行っており、インターネット上では、商品の様々な画像、商品コンディションの独自評価、製品仕様といった様々な商品説明を掲載しております。店舗では、商品知識豊富なエキスパートによる商品説明やアドバイスの提供を行っております。インターネット、店舗ともに商品状態が分かる情報を提示することで、顧客の不安を取り除き、より安全かつ快適な取引環境の提供に努めております。

また、中古品、新品の両方を取り扱うことで、中古品を下取り新品を提供することが可能となり、顧客の利便性を高めております。

[時計事業]

当事業は屋号を「GMT」とし、パテックフィリップ、ランゲ&ゾーネなどのフォーマルな時計から、ロレックス、ブライトリングなどのスポーツ時計までの中古品・新品を幅広く取り揃え、エキスパートによるサービスとともに機械式時計を中心とした時計専門店として事業展開しております。また、インターネットにおいては、屋号を「BRILLER」としてレディース腕時計専門サイトを別に立ち上げ、ロレックス、カルティエ、シャネルなどを中心とした品揃えと「GMT」と同様のサービスを提供しております。

中古品の買取から、中古品・新品の販売までの流れはカメラ事業と同様で、時計事業においても中古品、新品の両方を取り扱うことで中古品を下取り新品を提供することが可能となり、顧客の利便性とそれによるリピート客の増加を図っております。

[筆記具事業]

当事業は屋号を「KINGDOM NOTE」とし、世界各国のブランド万年筆やボールペンをはじめとした筆記具関連の幅広い商品の中古品・新品ともに取り揃えた筆記具専門店として事業展開しております。

中古品の買取から、中古品・新品の販売までの流れはカメラ事業と同様で、筆記具事業においても中古品、新品の両方を取り扱うことで中古品を下取り新品を提供することが可能となり、顧客の利便性とそれによるリピート客の増加を図っております。

[自転車事業]

当事業は屋号を「CROWN GEARS」とし、ロードバイク、小径自転車、マウンテンバイクなどの自転車、関連したパーツやアクセサリまでの幅広い商品の中古品・新品ともに取り揃えたロードバイク専門店として事業展開しております。

商品調達につきましては、中古品は個人の顧客からの買取であり、インターネットによる通信買取及び店舗買取に加え東京近郊を対象とした出張買取を行っており、新品はメーカーまたは問屋からの仕入を行っております。

販売につきましては、インターネットと店舗の両チャンネルで中古品と新品の販売を行っており、中古品について

は商品化の際のメンテナンスと受け入れ検査を十分に行うとともに、商品状態が判る情報を詳細に提示することで、顧客の不安を取り除き、より安全かつ快適な取引環境の提供に努めております。

また、中古品、新品の両方を取り扱うことで、中古品を下取り新品を提供することが可能となり、顧客の利便性とそれによるリピート客の増加を図っております。

なお、当社では、インターネットを活用した「価値ある新品と中古品」取引の拡大、顧客の利便性向上を企図しており、以下の特徴を有しております。

(1) インターネットを通じた安心・安全な取引環境の実現

当社はインターネットを利用した販売・買取を行っており、インターネットのみで安心・安全に取引を完結できる環境を構築しております。

顧客が中古品をインターネット上で安心・安全に取引するためには、本物の商品(偽物ではない)であることの保証がされていることと正確な情報開示が不可欠となります。

当社では、事業ごとの専門的な知識・経験をもったエキスパートにより、「価値ある中古品」を適正に鑑定したうえで買取を行い、本物の商品であることの保証をしております。なお、万が一、中古商品に不具合、機能不良等がある場合には、返品・交換を受け付けております。

また、正確な情報開示につきましては、インターネット上でも中古品の状態がはっきりとわかるランク付き情報提供や品質保証などを行っております。

(2) ロイヤルカスタマーの創出

当社にて繰り返し商品の売り買いをされている顧客を、当社ではロイヤルカスタマーと呼んでおります。

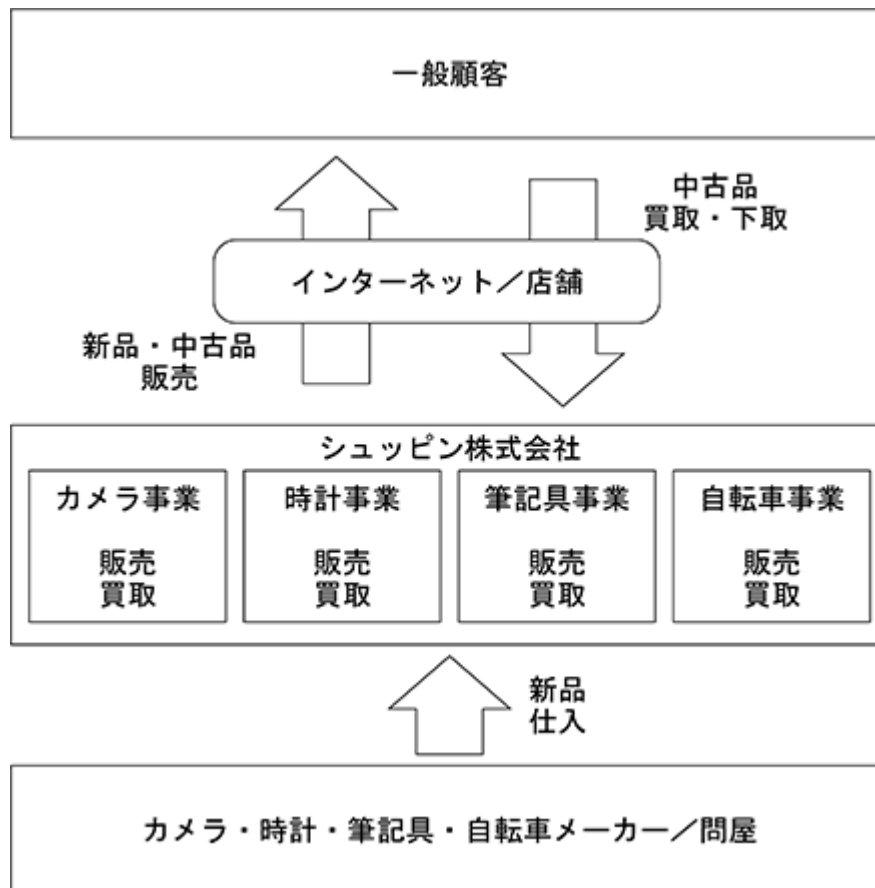
当社においては、商品の販売だけでなく、買取も行っているため、当社を通して、顧客は売り買い双方が可能な循環型のビジネスモデルを構築しております。

同時に、当社では場所や時間を選ばずに取引可能なインターネットサイトや豊富な品揃え、商品知識豊富なエキスパートを有しており、顧客に繰り返し売り買いを行っていただく環境を整備しております。

このような取引環境を通じて顧客満足度を高め、信頼を一つずつ積み重ねていくことが、新規ロイヤルカスタマーの創出に繋がっております。

[ 事業系統図 ]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
206〔36〕	36.6	6.0	4,808,904

セグメントの名称	従業員数(名)
カメラ事業	127〔21〕
時計事業	23〔7〕
筆記具事業	11〔3〕
自転車事業	8〔-〕
全社(共通)	37〔5〕
合計	206〔36〕

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、嘱託を含む。)は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しております。



## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 経営方針

当社はインターネットを活用した「価値ある新品と中古品」取引の拡大、顧客の利便性向上を企図しております。Eコマース(インターネット取引)における中古売買では「安心、安全な取引」こそが顧客の求める最も重要なことであるとの考えのもと、商材確保に向けた最大限の資源を投入し、最良のコンディションで価値ある中古品を充実した質と量の「財庫」で品揃えしております。そして、その豊富な品揃えを中心とした情報はタイムリーに当社ECサイトで発信され、本物の価値を知る顧客の期待にお応えできるよう努めております。また、豊富な知識と確かな技術を持ったエキスパート「人財」が、絶対の自信をもって仕入れ、細心の注意を払って取扱いを行うことで、当社に対する信頼を持ってお取引していただけるよう日々努めております。

#### (2) 経営戦略等

当社は継続的な収益力の維持向上を目指し、長期的には売上高経常利益率8%を目標とし事業展開を行ってまいります。そのために以下の戦略を実行する予定であります。

##### Eコマースサイトの継続的機能強化と利便性の追求

買取及び販売時における新機能の発案と実装、専門性の高い豊富な情報を掲載したサイトの運営、商品画像の掲載数増加に加え、商品の立体感や動きが伝わりやすい動画の掲載によりECサイトの充実を図ります。また営業事務関連の管理機能の改善による運用コストの削減を図ることで、当社事業基盤をさらに確実なものとするために継続的な改善を図ってまいります。

##### Eコマース(インターネット取引)拡大に対応したオペレーション構築

今後の取引拡大、物流業務増加に対応するために、業務オペレーションの見直し等を行うことで、常時速やかな取引を維持し、顧客の満足度を高めます。また、バックオフィスでの業務効率改善を図ることで、人員体制の拡大を極力抑制して利益率増加を実現してまいります。

##### 新規取引への取り組みを検討

当社の財産であるカメラ、時計、筆記具、自転車といった商材は国際的な価値を持つ品物であり、「価値ある新品と中古品」のインターネットでの売買は今後大きく成長する可能性のあるマーケットであると考えております。既に、カメラと時計では一部エリアの海外顧客との取引を開始していますが、今後はエリアを広げて事業を拡大し、新たな商材の展開についても国内外ともに検討してまいります。

#### (3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社を取り巻く環境は、経済動向及び当社取扱いの各商材の市場動向に影響され、常に変化しますが、当社の強みである各事業における専門性やECに主軸を置いた事業を推進することで収益基盤を高めていくために、その収益性が明確に表される売上高経常利益率を重視しております。株主重視の観点からは、株主価値の最大化のための重要な指標としてROE(株主資本利益率)を注視しております。

#### (4) 経営環境

当社が置かれております経営環境につきましては、第2【事業の状況】3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】(1)経営成績等の状況の概況 財政状態及び経営成績の状況に記載しております。

## (5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社が継続的に安定した成長を続けていくためには、当社の強みである各事業における専門性やECに主軸を置いたビジネスモデルを活かし、顧客からの信頼やブランドの認知力を向上させ、安心・安全に取引できる環境を提供することにより、収益基盤を高めていく必要があると認識しております。そのための施策として、以下の事項に取り組んでまいります。

## 各事業における専門性の向上

当社の営むカメラ事業、時計事業、筆記具事業、自転車事業ではいずれも専門的な知識が求められる「価値ある商品」を取り扱っております。特に、中古品については、価値ある「財庫」品を確保すること、及び「財庫」の価値を見極める商品知識豊富なエキスパートである「人材」が不可欠と認識しております。専門性を高めるため、各商材ごとに屋号を別々に展開しています。さらに各商材ごとに1店舗のみ運営している実店舗でのリアルな顧客との接点によるスタッフの専門性の向上、接客のノウハウをECサイトに活かすなど、ECとリアルの相乗効果による質の高いサービスの提供を可能とする仕組み作りや、組織体制の整備を進めてまいります。

## ECサイトの信用力(安心・安全)・利便性の向上

今後、ECサイトでの販売を継続的に拡充するためには、ECサイトでも、対面取引と同様に顧客が安心して利用できるサービスの提供を目指し、一層の信用力(安心・安全)や利便性の向上を図る必要があると認識しております。そのために、EC買取における新たな仕組み(「ワンプライス買取」、「先取交換」、「買取りピーター」)の導入、スマートフォン対応の販売チャネルの追加、新技術導入による商品検索機能の大幅な改善、EC取引上のセキュリティ強化等によるECサイトの継続的なリニューアルを実施してまいりました。また、ECサイト継続強化の施策として、EC会員へ向けたログイン後トップページにおいて顧客毎に様々な情報をお届けするOne To Oneアプローチの取り組み、商品掲載画像の増量とコメントの充実、中古商品詳細ページへの動画掲載、商品レビューページ「コミュレピ」の機能向上などに取り組ましました。さらに、フォトシェアリングサイト「EVERYBODY×PHOTOGRAPHER.com」とECサイトを連携し、商品購入後にカメラを楽しんでいただく場を作るとともに、投稿された写真を参考に、撮影に使用された機材を購入していただく新たな循環も構築しております。今後もさらなる信用力(安心・安全)と利用者向けサービスの強化を続けることで、売上の向上に努めてまいります。

## 当社及びブランドの認知度の向上、新規Web会員数、アクセス・ページビュー数の増加

当社は事業ごとに以下の屋号を用いて事業展開をしており、当社及び専門店としての各ブランドの認知度を一層高め、新たな利用者(新規Web会員数)を増やしていくことが課題と認識しております。

事業名	屋号
カメラ事業	Map Camera
時計事業	G M T、BRILLER
筆記事業	KINGDOM NOTE
自転車事業	CROWN GEARS

当社はこれらの各ブランドの関連情報サイトから、専門店としての魅力ある商品関連情報を毎日発信しているほか、facebook等のソーシャルネットワークを活用して愛好家のためのコミュニティの運営や情報発信、さらには、情報アプリを通じて、当社からの情報に加え、国内外のメディアから発信される取引商材に関連した記事を配信しています。またレディース腕時計専門サイトとして2019年12月にBRILLERをオープンさせ、レディース高級腕時計の魅力がより直感的に伝わるよう商品写真をメインとしたサイトを構築し、様々な情報の発信を通じて、当社及びブランド認知度の向上、集客のためのプロモーション強化を積極的に行い、当社ECサイトの新たな利用者を増やしていくことが必要と考えております。

## 2 【事業等のリスク】

当社の経営成績及び財政状態等に影響を与える可能性のある事項には以下のようなものがあります。  
なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

### (1) 中古品の仕入について

#### 中古品の確保について

当社は中古品を中心とした販売を行っているため、一般の顧客から現金で商品を買取りしております。中古仕入に関しては買掛金が発生せずに現金仕入となるため、この代金を借入でまかなう場合に金利の動向の影響を受けます。また、中古品は新品と異なり仕入量の調節が難しいという性格を有しております。このため、当社では買取センターの設置、宅配買取の実施により仕入チャネルを多様化することで、安定的な仕入を可能とする中古品仕入体制を構築してまいりました。しかしながら、今後における景気動向の変化、競合の買取業者の増加、顧客マインドの変化によって、質量ともに安定的な中古品の確保が困難となる可能性があります。

#### コピー商品の買取りリスクについて

中古品の流通量の増加に伴い「コピー商品」に関するトラブルは社会的に重要な問題となっており、これらトラブルを事前に回避し、顧客の利益保護をいかに実現していくかが中古品小売業界全般の共通課題となっております。当社においては、専門的な知識と経験を持った人材を育成することにより、不良品及びコピー商品の買取防止に努めております。また、顧客に安心感を持って商品をお買い求めいただくために、誤って仕入れたコピー商品についてはすべて廃棄処理を行い、コピー商品の店頭への陳列防止に努めております。しかしながら、今後コピー商品を大量に仕入れ店頭への陳列を行った場合には、顧客の利益を損ない、当社の信用を損なう可能性があります。

#### 盗品の買取りリスクについて

古物営業法に関する規制により、買い受けた商品が盗品であると発覚した場合、1年以内であればこれを無償で被害者に返還することとされております。当社においては、古物営業法遵守の観点から古物台帳(古物の買い受け記録を記載した台帳)をPOSデータ(当社売上・買取管理システムにて集積されたデータ)と連動させることにより、盗品買取が発覚した場合は、被害者への無償返還に適切に対応できる体制を整えております。今後も、古物を取り扱う企業として、古物台帳管理の徹底及び盗品買取発覚時の被害者への無償返還に適切に対応してまいります。このため、大量の盗品買取を行った場合には、多額の仕入ロスが発生する可能性があります。

### (2) 新品の仕入について

台風、水害、地震等の自然災害が発生し、メーカーからの新品商品の供給が不足した場合には、売上が減少することにより当社業績は影響を受ける可能性があります。

### (3) 商品の価値下落について

当社が取り扱う商品はカメラ・時計・筆記具・自転車を中心とした「価値ある中古品」ですが、商品によっては流行の変化に伴う経済的陳腐化により、また、為替相場の変動等により短期間の内に価値下落がもたらされるものや、牽引役となる人気商品・ヒット商品の有無により、その販売動向を大きく左右されるものが存在しております。また、予測した需要が実現せず、滞留期間が長くなり、市場価値の下落等により、滞留在庫の評価減による損失が発生する可能性があった場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

### (4) 当社の営業エリアについて

当社はインターネットを中心に販売・買取を行っておりますが、基本的に1事業につき1店舗の営業店舗を展開しております。また、当社の営業店舗は新宿、渋谷に集中し、EC販売の統括部署も新宿の本社営業部事務所にあるため、大きな災害時にすべてが被害を被り業務が再開できない可能性があります。

(5) 競合について

中古品業界においては、最近では幅広い分野において中古品の流通量が増大しており、カメラ・時計・自転車等、当社が取り扱っている商品においても、新規参入が目立ってきております。今後、競合店の増加やインターネットを介した売買の普及等による中古品の買取競争が激しくなった場合には、人気商品の確保が難しくなること、買取価格の相場が変動すること等から、当社業績は影響を受ける可能性があります。なお、当社は新品の販売も行っておりますが、新品の安売りを専門とするディスカウントストアの増加により販売競争が激化していった場合、販売価格の低下等により当社業績は影響を受ける可能性があります。

(6) 個人情報の管理について

古物営業法に関する規制により、商品を買受ける際、個人情報の取得を行いますが、当社ではこれら個人情報を帳簿等に記載又は電磁的方法により記録しております。また、当社では店頭販売の業務等において、顧客の住所、氏名、年齢、クレジットカード情報等を取り扱っており、これら個人情報も帳簿等に記載又は電磁的方法により記録し、管理しております。このため、当社は社内規程等ルールの整備、社内管理体制の強化、社員教育の徹底、情報システムのセキュリティ強化等により、個人情報保護マネジメント機能の向上を図り、「個人情報の保護に関する法律」の遵守、個人情報の漏洩防止に努めております。なお、当社は一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)より「プライバシーマーク」の付与認定を受け、2007年9月より、同マークの使用を開始しております。しかしながら、これら個人情報が漏洩した場合、社会的信用の失墜、事後対応による多額の経費発生等により、当社業績は影響を受ける可能性があります。

(7) システムトラブルについて

当社のECサイトにおけるシステムトラブルの発生可能性を低減させるために、ECサイトの安定的な運用のためのシステム強化、セキュリティ強化及び複数のデータセンターへサーバーを分散配置する等の対策を行っております。しかしながら、万が一予期せぬ大規模災害や人為的な事故等によるシステムトラブルが発生した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 古物営業法に関する規制について

当社の取り扱う中古品は「古物営業法」に定められた「古物」に該当するため、同法による規制を受けております。「古物」は、古物営業法施行規則により次の13品目に分類されております。美術品類、衣類、時計・宝飾品類、自動車、自動二輪車及び原動機付自転車、自転車類、写真機類、事務機器類、機械工具類、道具類、皮革・ゴム製品類、書籍、金券類。同法の目的並びに同法及び関連法令による規制の要旨は次のとおりであります。

目的

この法律は、盗品等の売買の防止、速やかな発見等を図るため、古物営業に係る業務について必要な規制等を行い、もって窃盗その他の犯罪の防止を図り、及びその被害の迅速な回復に資することを目的とする(第1条)。

規制の要旨

- a. 古物の売買もしくは交換を行う営業を営もうとする者は、所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない(第3条)。
- b. 古物の買受けもしくは交換を行う場合、又は売却もしくは交換の委託を受けようとする場合には、その相手方の住所、氏名、職業、年齢が記載された文書(その者の署名のあるものに限る。)の交付を受けなければならない(第15条)。
- c. 売買もしくは交換のため、又は売買もしくは交換の委託により、古物を受け取り、又は引き渡したときは、その都度、取引の年月日、古物の品目及び数量、古物の特徴、相手方の住所、氏名、職業、年齢を帳簿等に記載、又は電磁的方法により記録し、3年間営業所に備えつけておかななければならない(第16条、第18条)。
- d. 買受け、又は交換した古物のうち盗品又は遺失物があった場合においては、被害者又は遺失主は、古物商に対し、盗難又は遺失から1年以内であればこれを無償で回復することを求めることができる(第20条)。

なお、(a)の規制につきましては、古物営業の許可には有効期限は定められておりません。しかし、古物営業法または古物営業に関する他の法令に違反した場合で、盗品等の売買等の防止もしくは盗品等の速やかな発見が著しく阻害される恐れがあると認められる場合には、公安委員会は古物営業法第24条に基づき営業の停止及び許可の取消しを行うことができるとされております。

当社は、古物営業法を遵守し古物台帳管理を徹底し適法に対応する等の社内体制を整えておりますので、事業継続に支障を来す要因の発生懸念はありません。また現状において許可の取消し事由に該当するような事象は発生しておりません。しかし、古物営業法に抵触するような不正事件が発生し許可の取消し等が行われた場合には、当社の事業活動に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(9) 有利子負債への依存について

当社では、在庫の取得資金を主に金融機関からの借入金により調達しております。当事業年度末においては総資産12,008,879千円に対して有利子負債4,425,498千円であり、有利子負債が総資産の36.9%を占めております。今後、金融情勢の変化等により金利水準が変動した場合には、支払利息の増加等により当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 人材の確保・育成について

当社の継続的な成長を実現させるためには、優秀な人材を十分に確保し育成することが重要な要素の一つであると認識しております。そのため、優秀な人材の獲得、育成及び活用に努めております。しかしながら、当社が求める優秀な人材を計画通りに確保できなかった場合、あるいは重要な人材が社外に流出した場合には、当社の事業活動及び業績に影響を与える可能性があります。

(11) その他の法的規制について

当社ではインターネットを活用した通信販売を行っており、「特定商取引に関する法律」による規制を受けております。なお、税制改正により消費税率が引き上げられた場合、短期的な消費マインドの冷え込みから、当社業績は影響を受ける可能性があります。

(12) 新型コロナウイルス感染症による影響について

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大による第二波の発生により、緊急事態宣言等が発令された場合は、政府・地域の法令・要請・指導に従い、顧客、従業員及びその家族の健康と安全確保を最優先に考え、実店舗の臨時休業や時間短縮営業、従業員の労働時間の制限を行うことが想定されます。また、諸外国での新型コロナウイルス感染症の拡大状況から、当社仕入メーカーの製造ライン停止等による商品仕入不足、訪日外国人旅行客の減少によるインバウンド需要の縮小など、当社の事業活動及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

### 3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概況

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

##### 財政状態及び経営成績の状況

当事業年度における我が国経済は、期の半ばまでは雇用・所得環境の改善と各種政策の効果もあって、緩やかな回復基調で推移しましたが、国外では長期化する米中貿易摩擦や英国のEU離脱及び中東地域の地政学リスクなどによる諸問題、国内では消費増税や気候変動に伴う景況感の一時的な停滞がありました。さらに、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大による経済全体の収縮が始まり、先行きは極めて厳しい状況が続くと見込まれています。

当社が置かれていますEコマース市場は、経済産業省の公表による2018年の国内B to CのEC市場規模は前年から9.0%伸長して18.0兆円となり、EC化率も継続し上昇しながら、その市場規模は拡大しております。そして、その中の中古品市場は、中古ビジネスへの注目から多様な業態が参入したことによるB to C取引の増加、スマートフォンによる購入環境の進化と取扱品の多様化によるユーザー層の広がりによって、フリマアプリ、インターネットオークションなどを利用したC to C取引が増加し、市場の拡大を牽引しています。一方で、市場拡大に伴い、模倣品や盗品に関するトラブルが多発し社会的に重要な問題となっていることから、インターネット取引における安心・安全はより一層求められています。

このような経営環境のもと、当社は「顧客に『価値ある新品と中古品』を安心・安全にお取引できるマーケットを創出すること」を方針として、インターネットにおける中古品取引を可能とする仕組みをいち早く構築し事業展開を推進してまいりました。

当事業年度におきましては、前事業年度において課題となった売上総利益率の改善のために、One To Oneマーケティングの活用及びMD機能の強化によって、中古商品の需要と供給を適切な水準に戻すことに注力しました。そして、当社が構築したプラットフォームにおいては、購入前から購入時そして購入後までの循環の輪を大きくすることで収益の拡大を図るステージに移行しました。主力となるカメラ事業においては、“購入前”には商品を選ぶ上で有益な情報が得られる当社スタッフのブログ「THE MAPTIMES」や500機種以上のフォトレビューサイト「Kasyapa」、「購入時」には欲しい商品が先に届く「先取交換」、リアルな商品イメージが伝わる商品動画(Youtube)や約30カットの商品画像、質の高いユーザーの声や情報を活用した「見積りSNS」と「コミュレビ」、「購入後」にはWeb上で気軽に本格的なフォトコンテストにも参加できる写真共有サイト「EVERYBODY×PHOTOGRAPHER.com」、その他様々なサービスと仕組みを活用してまいりました。時計事業においては、前事業年度に注力した在庫の量的拡充とレディース商品も含めた戦略的ラインナップをさらに推し進め、時計専門店「GMT」から新たにスマートフォンを中心とし、SNSとの連携を強化したレディース腕時計専門サイト「BRILLER」を開設しました。また、Web会員の新規入会は継続的に確保され、総会員数も順調に増加しており、2月中旬からはコロナウイルス感染拡大による市場低迷の影響を大きく受けたものの、売上高は前事業年度の水準を維持し34,658,950千円(前年同期比0.1%増)となりました。

販売費及び一般管理費では、顧客を自社サイトへ誘導することで他社ショッピングサイトの取引きが減少したことによる利用手数料の減少、店舗設備投資の縮小による諸費用の減少等がありました。一方で、ECサイトの機能強化及び運用に係る業務委託手数料や人員補強に伴う諸費用、カメラ事業では市場が一瞬レフからミラーレスへの転換期を迎えたことによる需要鈍化に対応するための販売促進策の強化に加え、消費増税後の中小事業者を対象としたキャッシュレス決済ポイント還元政策への対策として、自社サイト及び店舗における自社ポイント施策を強化したこともあり、売上高販売管理費比率は前事業年度から0.9ポイント上昇し12.9%となり、結果、4,487,191千円(同7.6%増)となりました。ただし、当事業年度のスタート時からの取り組みにより売上総利益率が従前の水準にまで改善したことによって、利益面では営業利益は1,754,784千円(同21.5%増)、経常利益は1,735,657千円(同21.1%増)となり、当期純利益は1,193,962千円(同21.5%増)となりました。

セグメント別の経営成績は、次のとおりであります。

## 〔カメラ事業〕

新品カメラ市場が一眼レフからミラーレスへの転換期を迎えたことで需要の鈍化が続く中、前事業年度から引き続き、ECサイト独自の機能及びサービスを活用したOne To OneアプローチとSNSの活性化及びブログ、フォトレビューサイトなどで価値ある情報の活用に積極的に取り組んできたことで、自社サイトの売上高は増進し、同時に新規Web会員も順調に確保することができました。一方で、消費税率引き上げ直前の9月は駆け込み需要が高まったものの、その後の反動減の影響及び他社ショッピングサイトの取引が減少しました。2月中旬からは新型コロナウイルスの感染拡大により、一部メーカーの製造活動の休止によって商品供給の遅延や新製品発売の延期、また、消費者の外出自粛による購買意欲の低下と店舗への来店者数の減少、3月初旬からは店舗営業時間の短縮も実施したこともあり、売上高は23,274,236千円（前年同期比2.1%減）となりました。ただし、売上総利益率の改善に取り組んできたことが奏功し、セグメント利益は2,305,801千円（同22.2%増）となりました。

## 〔時計事業〕

コアな時計愛好者に向けた希少価値の高い高額商品と幅広い客層に支持されている人気ブランドの商品を確保することによる、積極的な在庫投資と戦略的な商品展開に注力してきたことが売上の拡大に繋がりました。また、新たな販売チャネルとして、世界中の時計愛好家が集まるオンラインマーケットプレイス「Chrono24」に出店し、販売機会の増加と広告効果・認知度向上を図りました。そして、レディース時計の商品ラインナップの拡充とあわせて、女性顧客に時計の魅力がより直感的に伝わるように美しい商品写真を中心とした専門サイト「BRILLER」を開設し、親しみやすいスマートフォンを中心に考えたサイト作りを行いました。消費増税後の反動減や2月中旬からは新型コロナウイルスの世界的な感染拡大によるインバウンド需要の減少がありましたが、期初からの様々な取り組みによって、売上高は10,330,235千円（前年同期比4.8%増）、セグメント利益は555,898千円（同2.2%増）となりました。

## 〔筆記具事業〕

ECサイトでは、カメラ事業に続いて顧客が買取と購入を同時に行う際に購入商品を先渡しする当社独自のサービス「先取交換」を開始しました。また、商品検索機能を前面に押し出すことで顧客の利便性を図り、商品画像掲載数の増量と中古商品詳細ページで動画掲載を開始することによって情報の拡充を図りました。従来より注力しておりますオリジナル商品では、主要メーカーの協力による独創的な万年筆とインクの企画・販売に継続して取り組み、あわせて社外で開催された文具のイベントなどにも積極的に出店したことで、売上高は502,865千円（前年同期比2.3%増）となり、セグメント利益は22,729千円（同38.8%増）となりました。

## 〔自転車事業〕

スマホアプリではロードバイクに関する情報の拡充を図ることで、初心者からプロユーザーまでが楽しめる情報ポータルサイトとしての展開を推し進め、完成車やホイール等の高単価商品の販売にも繋がりました。また、インドアトレーニング関連商品やサイクルコンピューターなどの人気の高い商品や新規商材の積極的な販売施策で集客効果を高め、新たな顧客の囲い込みにも取り組みました。あわせて、中古品の品揃え拡充とともに商品化クオリティーに見合った適正な販売価格へ見直しを図ったことで売上総利益率も改善し、売上高は551,613千円（前年同期比14.7%増）、セグメント利益は13,109千円（前年同期は5,217千円の損失）と黒字転換することができました。

## キャッシュ・フローの状況

(単位：千円)

区分	前事業年度 2018年4月1日から 2019年3月31日まで	当事業年度 2019年4月1日から 2020年3月31日まで	増減	増減率 (%)
営業活動によるキャッシュ・フロー	689,650	1,094,731	405,081	58.7
投資活動によるキャッシュ・フロー	419,987	136,591	283,396	67.5
財務活動によるキャッシュ・フロー	135,060	1,166,923	1,301,983	-
現金及び現金同等物の増減額	134,602	2,125,063	1,990,461	1,478.8
現金及び現金同等物の期首残高	1,268,843	1,403,445	134,602	10.6
現金及び現金同等物の期末残高	1,403,445	3,528,508	2,125,063	151.4

当事業年度末における現金及び現金同等物は、3,528,508千円となり、前事業年度末と比較して2,125,063千円の増加となりました。

各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

## (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によって得られたキャッシュ・フローは、1,094,731千円(前年同期比58.7%増)となりました。これは、主として税引前当期純利益1,736,202千円、たな卸資産の増加額511,885千円、法人税等の支払額505,335千円、仕入債務の減少額456,430千円、減価償却費213,153千円、売上債権の減少額226,326千円、ポイント引当金の増加額124,842千円によるものであります。

## (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動に使用されたキャッシュ・フローは、136,591千円(前年同期比67.5%減)となりました。これは、主として無形固定資産の取得による支出142,961千円、差入敷金保証金の差入による支出100,016千円、その他の投資活動112,970千円によるものであります。

## (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によって得られたキャッシュ・フローは、1,166,923千円(前年同期は135,060千円の使用)となりました。これは、主として、財務の健全性・安全性を維持し、機動的な事業活動や新型コロナウイルス感染症拡大による資金需要増加に対応するため、長期借入金を実行し、長期借入れによる収入2,400,000千円となりました。その他、長期借入金の返済による支出424,331千円、短期借入金の純減少額400,000千円、配当金の支払額331,819千円、自己株式の取得による支出76,925千円が増加要因となっております。

## 生産、受注及び販売の実績

## a. 生産実績

該当事項はありませんが、代替的な指標として当事業年度の仕入実績を記載しております。

当事業年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

(単位：千円)

セグメントの名称	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	前年同期比(%)
カメラ事業	18,758,982	95.1
時計事業	9,401,256	102.2
筆記具事業	349,556	105.0
自転車事業	466,049	134.2
合計	28,975,845	97.9

(注) 1. セグメント間の取引はありません。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## b. 受注実績

該当事項はありません。



c. 販売実績

当事業年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

(単位：千円)

セグメントの名称		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	前年同期比(%)
カメラ事業	E C	17,193,379	98.1
	店舗	6,080,857	97.3
	セグメント計	23,274,236	97.9
時計事業	E C	3,503,265	101.7
	店舗	6,826,969	106.4
	セグメント計	10,330,235	104.8
筆記具事業	E C	369,546	105.1
	店舗	133,318	95.1
	セグメント計	502,865	102.3
自転車事業	E C	478,247	124.0
	店舗	73,365	77.0
	セグメント計	551,613	114.7
合計	E C	21,544,438	99.2
	店舗	13,114,511	101.7
	セグメント計	34,658,950	100.1

- (注) 1. セグメント間の取引はありません。  
 2. 総販売実績に対する販売割合が10%以上の相手先はありません。  
 3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

文中の将来に関する事項については、当事業年度末において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたり、見積りが必要な事項につきましては、合理的な基準に基づき会計上の見積りを行っております。

詳細につきましては、第5 [ 経理の状況 ] 1 [ 財務諸表等 ] (1)財務諸表(重要な会計方針)に記載しております。

当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状態

当事業年度末の資産につきましては、総資産が12,008,879千円となり、前事業年度末と比較し2,137,420千円の増加となりました。

流動資産は10,810,757千円となり、前事業年度末と比較して2,153,887千円の増加となりました。これは主として現金及び預金が2,125,063千円増加したことによるものであります。

固定資産は1,198,122千円となり、前事業年度末と比較して16,467千円の減少となりました。これは主として有形固定資産が17,174千円減少したことによるものであります。

負債につきましては、6,304,880千円となり、前事業年度末と比較して1,342,785千円の増加となりました。

流動負債は3,633,841千円となり、前事業年度末と比較して309,511千円の減少となりました。これは主として、買掛金が456,430千円減少したこと、短期借入金が400,000千円減少したこと、一年内返済予定長期借入金が323,372千円増加したこと、未払法人税等が91,436千円増加したこと、ポイント引当金が124,842千円増加したことによるものであります。

固定負債は2,671,039千円となり、前事業年度末と比較して1,652,297千円の増加となりました。これは長期借入金が1,652,297千円増加したことによるものであります。

純資産につきましては、5,703,999千円となり前事業年度末と比較して794,635千円の増加となりました。これは利益剰余金が862,142千円増加したこと、自己株式が76,925千円増加したことによるものであります。

#### b. 経営成績

当事業年度の売上高は、34,658,950千円(前年同期比0.1%増)となりました。内容としましては、カメラ事業を中心に当社E CサイトでのOne To Oneマーケティングの活用と購入前から購入時そして購入後までの循環の輪を大きくする各種サービスと仕組みを構築したことで、収益の拡大のためのプラットフォームが順調に稼働しました。時計事業では人気ブランドの商品確保及び積極的な在庫投資と戦略的な商品展開に注力しました。コロナウィルス感染拡大により、店舗への来店者数の減少、また、顧客と従業員の安全や感染症拡大防止の観点から店舗営業時間の短縮を実施したことによる影響がありましたが、通期では前事業年度と同水準を維持しました。

売上総利益は、One To Oneマーケティングの活用及びMD機能の強化によって、中古商品の需要と供給を適切な水準に戻すことで売上総利益率が改善し、6,241,975千円(同11.2%増)となりました。

販売費及び一般管理費におきましては、他社ショッピングサイトの利用手数料の減少、店舗設備投資の縮小による諸費用の減少等がありました。一方で、E Cサイトの機能強化及び運用に係る業務委託手数料や人員補強に伴う諸費用、カメラ市場の需要鈍化に対応するための販売促進策の強化、自社サイト及び店舗における自社ポイント施策を強化したこともあり、売上高販売管理費比率は前事業年度から0.9ポイント上昇し12.9%となったことで、4,487,191千円(同7.6%増)となりました。

この結果、営業利益は1,754,784千円(同21.5%増)となりました。

営業外収益は、受取保険金等の計上により2,114千円(同45.3%増)となりました。営業外費用は、為替差損等の計上により21,241千円(同70.1%増)となりました。

この結果、経常利益は1,735,657千円(同21.1%増)となり、売上高経常利益率は5.0%(同0.9ポイント増)となりました。

特別利益は、新株予約権戻入益の計上により545千円(同144.1%増)となりました。特別損失の計上はありません(前事業年度は6,370千円)。

この結果、当期純利益は1,193,962千円(同21.5%増)となり、売上高当期純利益率は3.4%(同0.6ポイント増)となりました。

#### c. 目標とする経営指標の達成状況等

売上高経常利益率につきましては、長期的には8%以上を目標としております。ROE(株主資本利益率)につきましては、長期目標として30%以上を目指しております。

	実績		業績予想	長期目標
	第14期 2019年3月	第15期 2020年3月	第16期 2021年3月	
売上高経常利益率	4.1%	5.0%	3.9%	8%以上
ROE(株主資本利益率)	21.3%	22.5%	-	30%以上

#### 売上高経常利益率

前事業年度より0.9ポイント増加し5.0%となりました。その理由は次のとおりです。

- ・前事業年度は国内カメラ市場の低迷により新品カメラの売上が伸び悩んだ中で、セール実施等により中古買取・販売を強化した結果、売上高総利益率は低調でした。当事業年度においてはOne To Oneマーケティングの活用及びMD機能の強化によって、中古商品の需要と供給を適切な水準に戻すことに注力した結果、売上高総利益率が前事業年度より1.8ポイント改善しました。
- ・E Cサイトの機能強化及び運用に係る業務委託手数料や人員補強に伴う諸費用、また、消費増税後の中小事業者を対象としたキャッシュレス決済ポイント還元政策への対策として、自社サイト及び店舗における自社ポイント施策を強化したことで関連費用が増加しました。一方で、顧客を自社サイトへ誘導すること

による他社ショッピングサイトの利用手数料の減少、店舗設備投資の縮小による諸費用の減少等によって、売上高販売管理費比率は前事業年度から0.9ポイントの上昇に抑えました。

#### ROE(株主資本利益率)

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行及び株主還元策の一環として、自己株式取得を実施し、当期純利益の増加によって、ROE(株主資本利益率)は前事業年度より1.2ポイント増加し22.5%となりました。今後も引き続き目標達成に向け、経営効率の向上に寄与する諸施策を実施いたします。

#### 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、第2【事業の状況】2【事業等のリスク】に記載しております。

#### 資本の財源及び資金の流動性についての分析

##### 財務・資本政策の基本的な方針

当社の経営者は、円滑な事業活動に必要なレベルの流動性確保、財務の健全性・安定性維持を資金調達の基本方針としており、主に銀行等から長期及び短期の借入金を中心とした資金調達を行っております。事業展開に伴う資金需要に対する機動的な対応のため、各金融機関とは幅広く良好な関係を構築し、綿密な連携を実施しております。また、売上高経常利益率向上、ROE向上に向けた諸施策に伴う投資については、フリーキャッシュフロー(FCF)を注視しながら、中長期的な視点を持ち、実施しております。2021年3月期も手元現預金及び今後創出するフリーキャッシュフロー、有利子負債の活用により創出された配分可能な経営資源については、将来の成長に向けた投資や株主還元のためのさらなる充実等に活用する予定です。

##### 資金需要の主な内容

当社の資金需要は、営業活動に係る資金支出では、事業規模拡大に伴う商品仕入やメンテナンス作業及び配送作業スペース拡充に伴う賃借料、人員増加に伴う人件費、さらにEC販売強化に伴うシステム関連費用などがあります。また、投資活動に係る資金支出は、事業規模拡大に伴う事務所等の拡充による有形固定資産の取得、システム投資による無形固定資産の取得、敷金保証金等の差入などがあります。

##### 資金調達

当社の事業活動の維持拡大に必要な資金を安定的に確保するため、各金融機関と緊密な連携を図り、機動的な対応を可能にする関係性を構築しております。設備投資額は、営業キャッシュフローの範囲内とすることを原則としておりますが、営業キャッシュフローを超える投資を行う場合は、金融機関等からの借入を実施し、有利子負債を活用しております。

#### 4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

#### 5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当事業年度において実施いたしました当社の設備投資の総額は152,899千円であります。その主な内訳は、E C サイト開発（GMTからBRILLERへ別サイト化）37,576千円、E C サイト内検索エンジン導入7,385千円等であります。

#### 2 【主要な設備の状況】

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			建物	ソフトウェア	その他	合計	
Map Camera 本館 (東京都新宿区)	カメラ事業 時計事業	店舗	63,507	-	5,102	68,609	42 〔 2 〕
Map Camera 買取 センター・ KINGDOM NOTE (東京都新宿区)	カメラ事業 筆記具事業	店舗 事務所	14,890	-	9,405	24,296	16 〔 - 〕
本社 営業本部事務所 (東京都新宿区)	会社統括業務 カメラ事業 時計事業 管理業務	統括業務施設 E C 営業所 倉庫	31,649	275,593	68,827	376,070	140 〔 34 〕

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具備品、建設仮勘定及びソフトウェア仮勘定の合計であります。  
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
 3. 従業員数の〔 〕は、臨時雇用者数を外数で記載しております。

#### 3 【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月	
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了
GMT・BRILLER・ KINGDOM NOTE(仮 称) (東京都新宿区)	時計事業 筆記具事業	営業所、事務 所移転	240,000	-	借入金	2020年6月	2020年8月

##### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年6月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	23,959,657	23,959,657	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	23,959,657	23,959,657	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第2回新株予約権

決議年月日	2015年5月11日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役3名及び従業員23名
新株予約権の数(個)	3,390 (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	678,000 (注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	754 (注)4
新株予約権の行使期間	自 2016年7月1日 至 2025年5月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 761 資本組入金 381
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 当社は、2018年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割しているため、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整されています。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は200株であります。
3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。  
 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率  
 また、割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。
4. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

#### 5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、下記(a)乃至(e)に定める決算期において、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された当社損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載の経常利益(適用される会計基準の変更等により経常利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。)が下記(a)乃至(e)に掲げる各条件を充たした場合、それぞれ定められた割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を、当該条件を充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。なお、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(a) 2016年3月期において経常利益が12億円を超過した場合 行使可能割合：7.5%

(b) 2016年3月期乃至2017年3月期のうち、いずれかの期において経常利益が16億円を超過した場合 行使可能割合：17.5%

(c) 2016年3月期乃至2020年3月期のうち、いずれかの期において経常利益が20億円を超過した場合 行使可能割合：37.5%

(d) 2016年3月期乃至2021年3月期のうち、いずれかの期において経常利益が25億円を超過した場合 行使可能割合：67.5%

(e) 2016年3月期乃至2022年3月期のうち、いずれかの期において経常利益が30億円を超過した場合 行使可能割合：100%

新株予約権者は、2016年3月期乃至2020年3月期のいずれかの期において経常利益が8億円を下回った場合、上記に基づいて既に行使可能となっている新株予約権を除き、それ以降、本新株予約権を行使することができない。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

#### 6. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)5.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

第2回新株予約権者は2016年3月期乃至2022年3月期を行使期間とする次回以降の新株予約権を新たに取得することはできない。ただし、新株予約権の割当日後に昇格した者については差数分を上限として取得することは可とする。

#### 7. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

第3回新株予約権

決議年月日	2016年11月7日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役2名及び従業員38名
新株予約権の数(個)	855 (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	171,000 (注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	577 (注)4
新株予約権の行使期間	自 2017年7月1日 至 2025年5月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 578 資本組入金 289
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 当社は、2018年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割しているため、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整されています。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は200株であります。
3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。  
 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率  
 また、割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。
4. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。



## 5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、下記(a)乃至(c)に定める決算期において、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された当社損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載の経常利益(適用される会計基準の変更等により経常利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。)が下記(a)乃至(c)に掲げる各条件を充たした場合、それぞれ定められた割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を、当該条件を充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。なお、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

- (a) 2017年3月期乃至2020年3月期のうち、いずれかの期において経常利益が20億円を超過した場合  
行使可能割合：37.5%
- (b) 2017年3月期乃至2021年3月期のうち、いずれかの期において経常利益が25億円を超過した場合  
行使可能割合：67.5%
- (c) 2017年3月期乃至2022年3月期のうち、いずれかの期において経常利益が30億円を超過した場合  
行使可能割合：100%

新株予約権者は、2017年3月期乃至2020年3月期のいずれかの期において経常利益が8億円を下回った場合、上記に基づいて既に行使可能となっている新株予約権を除き、それ以降、本新株予約権を行使することができない。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

## 6. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)5.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

第3回新株予約権者は2017年3月期乃至2022年3月期を行使期間とする次回以降の新株予約権を新たに取得することはできない。ただし、新株予約権の割当日後に昇格した者については差数分を上限として取得することは可とする。

- 7. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

### 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2018年1月1日 (注) 1	11,970,400	23,940,800	-	508,656	-	408,656
2018年8月13日 (注) 2	5,781	23,946,581	5,026	513,683	5,026	413,683
2019年7月12日 (注) 3	13,076	23,959,657	4,981	518,665	4,981	418,665

(注) 1. 株式分割(1:2)によるものであります。

2. 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行によるものです。

発行価額 1,739円  
 資本組入額 869円50銭  
 割当先 当社取締役(社外取締役を除く)5名

3. 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行によるものです。

発行価額 762円  
 資本組入額 381円  
 割当先 当社取締役(社外取締役を除く)5名

(5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	19	24	67	86	12	8,000	8,208	-
所有株式数 (単元)	-	79,948	5,676	10,804	69,519	19	73,591	239,557	3,957
所有株式数 の割合(%)	-	33.38	2.37	4.51	29.02	0.01	30.72	100.00	-

(注) 自己株式342,276株は、「個人その他」に3,422単元、「単元未満株式の状況」に76株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	3,757,200	15.90
鈴木 慶	東京都港区	3,674,612	15.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	3,105,500	13.14
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019 (常任代理人 香港上海銀行東京 支店)	AIB INTERNATIONAL CENTRE P.O.BOX 518 IFSC DUBLIN, IRELAND (東京都中央区日本橋 三丁目11番1号)	1,202,000	5.08
GOLDMAN, SACHS & CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	200 WEST STREET NEW YORK, NY, USA (東京都 港区六本木六丁目10番1号)	1,142,800	4.83
株式会社マップグループ	東京都渋谷区代々木二丁目5番5号	1,060,000	4.48
BBH/SUMITOMO MITSUI TRUST(UK)LIMITED FOR SMT TRUSTEES(IRELAND)LIMITED FOR JAPAN SMALLCAP FUND CLT AC (常任代理 人 株式会社三井住友銀行)	BLOCK 5, HARCOURT CENTRE HARCOURT ROAD, DUBLIN 2 (東京都千代田区丸の内一丁 目3番2号)	716,600	3.03
NORTHERN TRUST CO.(AVFC)SUB A/C NON TREATY (常任代理人 香港上海銀行東京 支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5 NT, UK (東京都中央区日本橋三丁目11番1 号)	658,992	2.79
KIA FUND 136 (常任代理人 シティバン ク、エヌ・エイ東京支店)	MINITRIES COMPLEX POBOX 64 SATAT 13001 KUWAIT (東京都新宿区新宿六丁目27番30 号)	408,429	1.72
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10286, U.S.A. (東京都港区港南二丁目15番 1号)	309,500	1.31
計	-	16,035,633	67.83

- (注) 1. 上記のほか、自己株式が342,276株ありますが、明細より除いております。  
 2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式は、すべて信託業務に係るものであります。  
 3. 2019年7月1日付で公衆の縦欄に供されている変更報告書において、三菱UFJ信託銀行株式会社及び共有保有者である三菱UFJ国際投信株式会社が2019年6月24日現在でそれぞれ以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。  
 なお、その変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	1,233,300	5.15
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	708,400	2.96

4. 2019年8月15日付で公衆の縦欄に供されている大量保有報告書において、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社が2019年7月31日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。  
 なお、その変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
パインブリッジ・インベストメンツ株式会社	東京都千代田区大手町一丁目3番1号JAビル	1,203,900	5.02

5. 2020年3月10日付で公衆の縦欄に供されている変更報告書において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及び共有保有者である日興アセットマネジメント株式会社が2020年3月4日現在でそれぞれ以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。  
 なお、その変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
三井住友トラスト・アセット マネジメント株式会社	東京都港区芝公園一丁目1番1号	2,239,200	9.35
日興アセットマネジメント 株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	374,100	1.56

6. 2020年3月31日付で公衆の縦欄に供されている変更報告書において、ブイアイエス・アドバイザーズ・エルピー(VIS Advisors.LP)が2020年3月25日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
ブイアイエス・アドバイザーズ・エルピー(VIS Advisors,LP)	New York, NY 10022 U.S.A.488 Madison Avenue 21st floor	1,702,892	7.11

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 342,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 23,613,500	236,135	-
単元未満株式	普通株式 3,957	-	-
発行済株式総数	普通株式 23,959,657	-	-
総株主の議決権	-	236,135	-

(注) 単元未満株式における普通株式には、当社所有の自己株式が76株含まれております。

【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
シュッピン株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目14番11号	342,200	-	342,200	1.43
計	-	342,200	-	342,200	1.43

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2019年1月8日)での決議状況 (取得期間2019年1月9日～2019年4月19日)	550,000	300,000,000
当事業年度前における取得自己株式	245,000	175,047,200
当事業年度における取得自己株式	97,100	76,925,900
残存決議株式の総数及び価額の総額	207,900	48,026,900
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	37.80	37.80
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	342,276	-	342,276	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

### 3 【配当政策】

当社は、株主各位に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。配当につきましては、当期・中長期の業績見通し、将来の事業展開及び内部留保を総合的に勘案した上で、25～35%の配当性向を当面の基準とし、将来的にはさらなる積極的な利益還元を行う方針であります。また、毎事業年度における配当の回数については、年1回の配当を行うことを基本方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。なお、当社は取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、安定的かつ継続的な配当を基本にしつつ、業績及び財政状態を総合的に勘案した結果、1株につき16円00銭の株主配当を行うことといたしました。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
2020年6月25日 定時株主総会決議	377,878	16

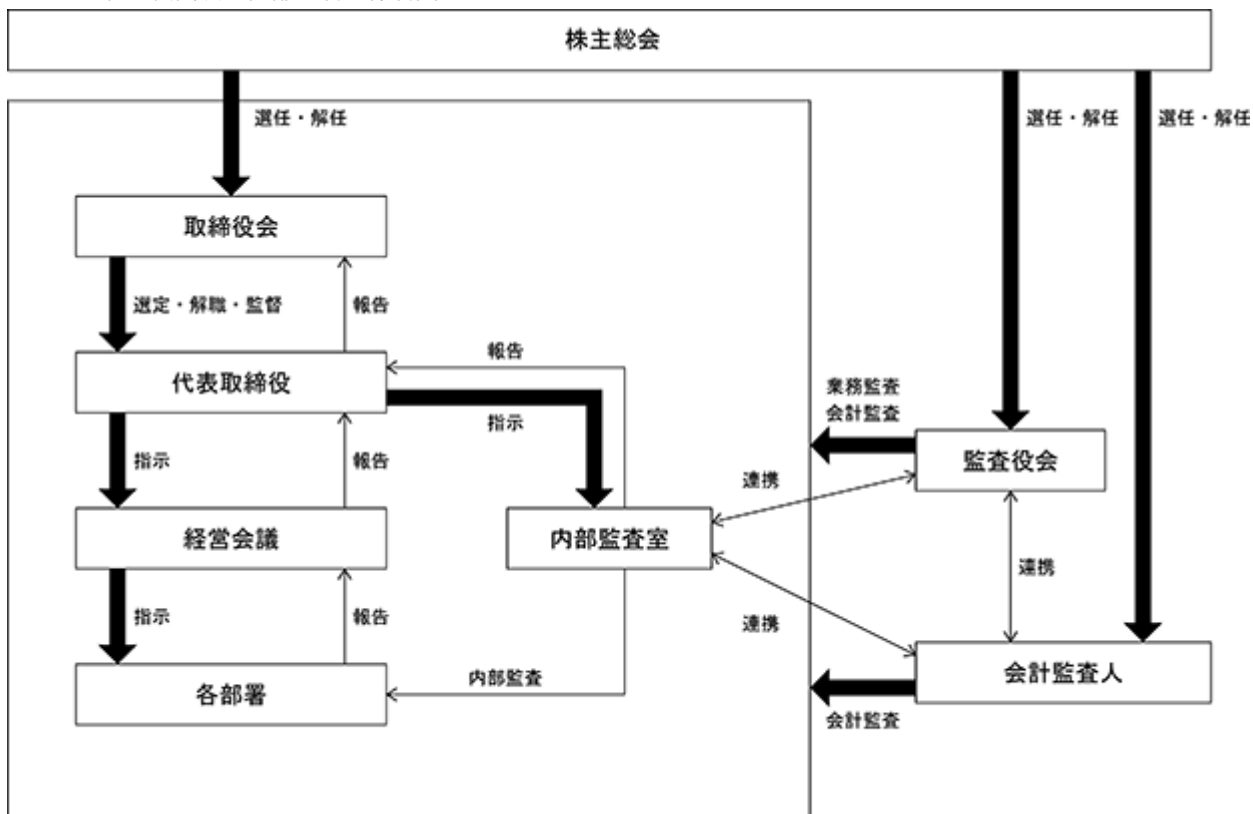
#### 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、株主のみならず従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会等大きな影響や利害関係を持つ方々の利益を尊重した経営に徹すべく、経営の効率性、業績の向上及びコンプライアンスの重視を主体としたコーポレート・ガバナンスの強化を経営上の最重要課題として取り組んでおります。

会社の機関及び内部統制の体制図



企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

##### (a) 企業統治の体制の概要

###### a. 取締役会

当社の取締役会は、8名の取締役(うち3名は社外取締役)で構成されております。代表取締役社長 小野尚彦が議長を務め、毎月の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、経営上の意思決定機関として、法令・定款に定められた事項のほか、取締役会規程に基づき重要事項を決議し、経営計画の実施状況、月次の貸借対照表、損益計算書及びその他の業務執行状況を報告するとともに、営業の状況についても、その都度報告しており、各取締役の業務執行の状況を監督しております。

取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めております。また、法令及び社内規程に基づき、取締役会の職務の執行に係る文書等について保存・管理を行っており、監査役が求めたときは、取締役はいつでも当該文書を閲覧又は謄写に供することとしております。2016年からは、アンケート形式の取締役会実効性評価を実施し、適切に取締役会が運営されていることを確認しております。



b. 監査役会

当社は、監査役会制度を採用しております。監査役会は、常勤監査役1名、社外監査役2名で構成されており、毎月の定例監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。また、すべての監査役が取締役会に出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

c. 経営会議

当社の経営会議は、常勤取締役4名(「小野尚彦」「澤田龍志」「辻本拓」「齋藤仁志」と執行役員1名で構成され、オブザーバーとして常勤監査役が出席しております。代表取締役社長 小野尚彦が議長を務め、原則として毎週1回開催され、議案によっては取締役会長が出席し、経営方針、経営戦略、部門間の課題等業務執行上の重要事項の審議、意見具申、報告、情報共有及び決議が行われ、経営会議規程に基づく職務権限・意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われるようになっております。

d. 報酬委員会

当社は、取締役の報酬を決定する任意の委員会として報酬委員会を設置しております。代表取締役社長 小野尚彦が議長を務め、その他メンバーは、取締役会長、社外取締役3名及び監査役3名で構成され、過半数以上を社外役員とし客観性、透明性を確保しております。また、調査会社等が行っている役員報酬サーベイのデータをもとに当社の時価総額や業態等の職位毎のテーブルをベンチマークとし、取締役の報酬等の額を決定しております。

(b) 当該企業統治の体制を採用する理由

当社は、商品ごとに専門性を高めた営業施策を実施するため、各営業部への権限委譲を行っており、事業別のマネジメント強化を図っております。監査役会設置会社を採用し、監査役3名がそれぞれ中立・公正な立場で取締役の職務執行に対する有効性及び効率性の検証を行うことにより、客観性及び中立性を確保したガバナンス体制を整え、監査役会による経営のチェック体制の下、社内の重要事項を出席取締役全員で議論のうえ決定する取締役会制度が当社の経営に適合しているものと判断しております。

現在、当社が企業統治のために設置する機関の構成員の氏名は以下のとおりです。( は議長)

役職名	氏名	取締役会	監査役会	報酬委員会	経営会議
取締役会長	鈴木 慶		-		-
代表取締役社長	小野 尚彦		-		
取締役	澤田 龍志		-	-	
取締役	辻本 拓		-	-	
取締役	齋藤 仁志		-	-	
社外取締役	村田 真一		-		-
社外取締役	滝ヶ崎 裕二		-		-
社外取締役	草島 智咲		-		-
常勤監査役	米田 康宏				
社外監査役	畑尾 和成				-
社外監査役	芦澤 光二				-
執行役員	近藤 誠	-	-	-	

## 企業統治に関するその他の事項

当社は、金融商品取引法に基づく財務報告の適正性を確保するため、内部監査室を設置し、財務報告に係る内部統制について整備及び運用する体制を構築しております。

### イ．内部統制システムの整備の状況

業務の適正を確保するための当社の内部統制システムに関する基本方針及び整備状況は次のとおりであります。

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法第362条第4項第6号)  
当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として月1回開催している。  
取締役は、取締役会を通じて、他の取締役の業務執行の監督を行っている。  
「取締役会規程」において、重要な財産の処分及び譲受、多額の借入れ及び債務保証などの重要な業務執行について取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、それらの付議事項について取締役会で決定している。  
当社は、監査役会設置会社であり、各監査役は監査役会が定めた監査方針のもと、取締役会への出席、業務執行状況の調査などを通じ、取締役の職務執行の監査を行っている。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則第100条第1項第1号)  
株主総会、取締役会、経営会議の議事録を、法令及び規程に従い作成し、適切に保存・管理している。  
経営及び業務執行に関わる重要な情報、決定事項、社内通達などは、所管部署で作成し、適切に保存・管理している。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則第100条第1項第2号)  
職務権限規程により、当社の取締役会・経営会議での決裁事項を定めている。  
取締役会、経営会議及びその他の重要な会議にて、取締役及び経営幹部から、業務執行に関わる重要な情報の報告が定期的になされている。  
コンプライアンスなどに関するリスクへの対応については、コンプライアンス委員会主導のコンプライアンス教育を定期的を実施するとともに、それぞれの所管部署において必要に応じたモニタリングを実施している。  
経営会議において危機管理を所掌し、事業の継続性を揺るがすほどの重大リスクが発生した場合の対応につき整備を進めている。  
全社のリスク管理の基本方針を明らかにし、リスクマネジメント規程を制定し運用している。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第3号)  
経営会議を設置し、必要に応じ取締役会付議事項の事前審議を行うとともに、職務権限規程に定められた決定事項の決定を行っている。  
取締役会における意思決定に当たっては、十分かつ適切な情報が各取締役に提供されている。  
業績管理に資する財務データは、ITを活用したシステムにより迅速かつ的確に取締役に提供されている。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第4号)  
「倫理規程」「コンプライアンス規程」「行動規範」を定め、全従業員に通知するとともに、法令と社会規範遵守についての教育・啓蒙・監査活動を実施している。  
コンプライアンス体制の強化を図るために、「内部通報制度」を導入し、当社に属する全ての人ができる仕組みを設けている。  
内部監査部門である内部監査室が、各部署における業務執行が法令・定款及び規程等に適合しているか否かの監査を実施している。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第1号)

現在は監査役の職務を補助する使用人は設置していないが、監査役の要請に基づいて監査役の職務補助のための監査役付使用人を置くこととする。

- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第2号)

必要に応じて監査役付使用人を置く場合、当該使用人は、業務執行上の指揮命令系統には属さず、監査役の指揮命令に従うものとする。

当該使用人の異動、人事考課などについては、監査役の事前承認を得なければならないこととする。

- (8) 前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第3号)

監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従うものとする。

- (9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第4号)

監査役は、毎年度末に取締役に対し業務執行状況に関する確認書の提出を求めている。

監査役は、その職務を遂行するために必要と判断するときはいつでも取締役及び使用人に報告を求められることができる。

- (10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制(会社法施行規則第100条第3項第5号)

「倫理規定」で監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を社内周知徹底する。

- (11) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針(会社法施行規則第100条第3項第6号)

監査役が、その職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- (12) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第3項第7号)

監査役が、取締役及び重要な使用人からヒアリングを実施し、代表取締役、内部監査部門(「内部監査室」)及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を実施できる体制になっている。

なお、上記の体制が有効に機能するために、標準的な「内部統制の枠組み」に基づいて、内部統制システムの構築を推進しております。

#### ロ．リスク管理体制の整備の状況

当社を取り巻く業務執行上のリスクに対する基本方針として、リスクマネジメント基本方針を定めております。これに基づき経営の健全かつ持続的な成長を目指すとともに、リスクコントロールに努め、経営効率を高め、株主価値及び社会的信用の向上を図っております。

当社の経営に重大な影響を与える不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とし、役員及び各部責任者をメンバーとする「対策本部」を直ちに招集し、迅速に必要な初期対応を行うことにより、損害・影響等を最小限にとどめる体制を整えております。

#### ハ．責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

#### ニ．取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

#### ホ．取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

へ．取締役会で決議できる株主総会決議事項

当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

ト．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

チ．自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得できる旨を定款で定めております。これは、経営環境の変化に対応し、柔軟かつ積極的な財務戦略を行うためであります。

リ．中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 10名 女性 1名 (役員のうち女性の比率9%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 会長	鈴木 慶	1959年11月23日生	1981年5月 有限会社ボトムライン設立 代表取締役社長 1982年4月 有限会社ソフマップ設立 代表取締役社長 1983年12月 株式会社ソフマップ設立 代表取締役会長 1989年2月 株式会社ソフネット設立 代表取締役社長 1990年5月 株式会社ソフマップ 代表取締役社長 1994年3月 株式会社ソフマップ総合研究所(現 株式会社マップグループ)設立 代表取締役社長 1995年3月 株式会社ソフマップ・フューチャー・デザイン(現 株式会社トライアイズ)設立 代表取締役社長 2003年6月 イージーウェイジャパン株式会社設立 代表取締役社長 2004年5月 マップ・ビジュアル・プレゼンツ株式会社設立 代表取締役社長 2005年2月 ファンタジーリゾート株式会社取締役 2005年8月 当社設立 代表取締役社長 2012年8月 株式会社マップグループ 取締役(現任) 2016年3月 当社代表取締役会長 2018年4月 当社取締役会長(現任)	注3	3,674,612
代表取締役社長 社長執行役員CEO	小野 尚彦	1973年11月16日生	2000年1月 株式会社マップグループ入社 2006年3月 当社入社 2006年9月 当社営業本部 EC営業部長 2010年2月 当社Map Camera営業部長 2011年10月 当社取締役Map Camera営業部長 2014年3月 当社取締役営業本部長Map Camera営業部長兼CROWN GEARS営業部長 2015年4月 当社取締役副社長営業本部長CROWN GEARS営業部長 2016年3月 当社代表取締役社長 2018年4月 当社代表取締役社長 社長執行役員CEO(現任)	注3	19,337
取締役 上席執行役員CIO グローバル 戦略部長	澤田 龍志	1973年7月26日生	1997年4月 日本アジア投資株式会社入社 2008年4月 当社取締役 2011年2月 日本アジア投資株式会社 中国事業部長 2012年2月 同社 事業開発部 ゼネラルマネージャー 2013年6月 当社取締役 2013年7月 当社取締役情報システム管理部長 2018年4月 当社取締役 上席執行役員CIO グローバル戦略部長 2019年8月 当社取締役 上席執行役員CIO(現任)	注3	8,789

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 上席執行役員CFO コーポレート戦略本部長	辻本 拓	1975年11月3日生	1998年4月 株式会社キーエンス入社 2003年2月 株式会社テレウェイヴ(現 株式会社アイフラッグ)入社 経営企画室課長代理 2005年4月 同社経営企画室長 2007年10月 株式会社都市デザインシステム(現 UDS株式会社)入社 経営企画部マネージャー 2012年9月 当社入社 総務人事部広報・IRマネージャー 2014年6月 当社経営企画室長 2015年5月 当社経営管理部長 2016年6月 当社取締役コーポレート戦略本部長 2018年4月 当社取締役 上席執行役員CFO コーポレート戦略本部長(現任)	注3	9,228
取締役 上席執行役員COO 営業本部長	齋藤 仁志	1978年1月19日生	2001年4月 株式会社マップグループ入社 2006年3月 当社入社 2011年3月 当社Map Camera営業部中古カメラ仕入グループサブマネージャー 2013年5月 当社Map Camera営業部リパリエールスマーチャンダイジンググループマネージャー 2015年2月 当社Map Camera営業部副部長 2015年6月 当社Map Camera営業部長 2016年6月 当社取締役営業本部長 2018年4月 当社取締役 上席執行役員COO 営業本部長(現任)	注3	13,225
取締役	村田 真一	1968年3月7日生	1995年4月 弁護士登録 兼子・岩松法律事務所入所(現任) 2012年6月 株式会社プラザクリエイティブ 監査役 2014年2月 株式会社クロスフォー 監査役(現任) 2015年3月 株式会社JMC 監査役(現任) 2015年6月 当社取締役(現任) 2018年6月 株式会社プラザクリエイティブ本社取締役(監査等委員)(現任)	注3	-
取締役	滝ヶ崎 裕二	1970年2月9日生	1996年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 1999年11月 公認会計士登録 2000年4月 野村企業情報株式会社(現野村證券株式会社)入社 2005年4月 株式会社テレウェイヴ(現株式会社アイフラッグ)入社 2005年6月 同社取締役CFO 2007年7月 株式会社ワイズキャスト設立 代表取締役(現任) 2018年11月 当社取締役(現任)	注3	-
取締役	草島 智咲	1965年4月8日生	1988年4月 株式会社セガ・エンタープライゼス(現株式会社セガホールディングス)入社 2010年4月 同社コーポレート本部情報システム部副部長 2011年1月 同社コーポレート本部情報システム部部长 2016年2月 個人事業主としてITコンサルタント事業を開始 2018年9月 株式会社ウィズソフィア設立 代表取締役(現任) 2019年6月 当社取締役(現任)	注3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	米田 康宏	1955年 1月10日生	1993年 9月 株式会社ソフマップ入社 2003年 5月 同社常務取締役管理本部長 2005年 5月 ソフマップソフト株式会社 取締役管理部長 2006年 3月 当社入社 管理本部総務部長 2006年 6月 当社取締役内部監査室長 2007年 2月 当社取締役管理本部長 2010年 2月 当社取締役内部監査室長 2012年 3月 当社取締役情報システム管理部長 2013年 6月 当社常勤監査役(現任)	注 4	10,000
監査役	畑尾 和成	1962年 2月16日生	1986年 1月 宇野紘一税理士事務所入所 1989年 4月 税理士登録 畑尾和成税理士事務所設立 所長(現任) 2005年 8月 当社監査役(現任)	注 5	16,000
監査役	芦澤 光二	1950年11月24日生	1973年 4月 キヤノン販売株式会社(現キヤノンマーケティングジャパン株式会社)入社 1999年 3月 同社取締役電子機器企画本部長 2009年 3月 同社取締役副社長執行役員 2013年 3月 同社退任 2016年 6月 当社監査役(現任)	注 5	3,900
計					3,755,091

- (注) 1. 取締役 村田真一、滝ヶ崎裕二、草島智咲は社外取締役であります。
2. 監査役 畑尾和成、芦澤光二は社外監査役であります。
3. 2020年 6月25日開催の2020年 3月期に係る定時株主総会の終結の時から 2年間
4. 2017年 6月27日開催の定時株主総会の終結の時から 4年間
5. 2020年 6月25日開催の2020年 3月期に係る定時株主総会の終結の時から 4年間
6. 所有株式数には、本報告書の提出日現在における株式累積投資による取得持株数を含めた数値を記載しております。
7. 当社では、意思決定の迅速化による経営の効率化を図るため、2018年 4月 1日より執行役員制度を導入いたしました。2020年 6月26日現在の執行役員は上記取締役執行役員(4名)のほか次の1名であり、その担当業務は記載のとおりであります。
- 執行役員 近藤 誠 GMT営業部長

## 社外役員の状況

当社の社外取締役は3名、社外監査役は2名であります。

当社は、社外取締役及び社外監査役を起用することで、多角的な視点から当社事業の成長に資する意見・提言を経営に取り入れ、さらに業務執行に対する監督機能の強化を図ることを期待しており、当目的にかなう知識と経験を有していること、また株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考に、独立性が十分に確保されている方を社外取締役及び社外監査役に選任することを方針としております。

社外取締役の村田真一は、弁護士の資格を有しており、法律の専門家としての高度な専門知識と幅広い見識、豊富な経験を有しております。これらの経験と知見を当社の企業価値向上に活かし、かつ、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言を行っております。

同じく滝ヶ崎裕二は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計等に関する専門的な知識及び企業経営に関する幅広い活動経験と豊富な専門知識を有しております。これらの経験と知見を当社の企業価値向上に活かし、かつ、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言を行っております。

同じく草島智咲は、株式会社セガ・エンタープライゼス入社後、同社の情報システム部部长として、基幹システム、全社システムなど大規模プロジェクトの開発及び運用に携わり、豊富な経験と実績を持つとともに、独立系ITコンサルタントとして幅広い業種において、システム部のプロジェクトマネジメントの人材育成、ITブランドデザインなどの知識と経験を有しております。これらの経験と知見を当社の企業価値向上に活かし、かつ、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言を行っております。

社外監査役の畑尾和成は当社株式16,000株を所有しており、芦澤光二は当社株式3,900株を所有しておりますが、それ以外に当社と社外監査役との人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役の畑尾和成は、現役の税理士であり、財務及び会計に関する専門知識と豊富な経験を有しており、財務面を中心に経営全般の監査を行っております。

同じく芦澤光二は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社の監査体制強化に活かして経営全般の監査を行っております。

いずれも株式会社東京証券取引所が規定する独立役員としての条件等を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立性が高いものと判断しております。

## 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、定期的に社外監査役と情報交換し相互連携を図っております。また、取締役会を通じて必要な情報の収集及び意見の表明を行い、適宜そのフィードバックを受けることで、内部監査人や会計監査人と相互連携を図っております。

社外監査役は、必要の都度、取締役とともに会計監査人より会計監査の内容について監査参考意見の報告を受ける等、会計監査人と情報交換し相互連携を図っております。また、内部監査人による監査結果について、定期的に報告を受けるほか、都度内部監査人と情報交換し相互連携を図っております。



## (3) 【監査の状況】

## 監査役監査の状況

## a. 監査役監査の組織、人員及び手続き

当社の監査役は3名であり、常勤監査役1名、社外非常勤監査役2名から構成されております。米田康宏常勤監査役は当社取締役管理本部長、取締役内部監査室長等を歴任し、その豊富な経験から当社事業の業務プロセスの実態に関して相当の知見を有しております。畑尾和成非常勤監査役は、税理士として、財務、会計、税務のプロフェッショナルとして活躍しており、財務、会計に関して相当の知見を有しております。芦澤光二非常勤監査役は、大手企業の副社長等を歴任し、企業経営者として豊富な経験と幅広い知見を有しております。また、現在監査役の職務を補助すべき専任の使用人を配置しておりませんが、監査役は内部監査室等と連携し、効率的な監査を実施しております。なお、監査役がその職務を補助すべき専任の使用人の配置を求めた場合は、取締役会決議により、専任の使用人を配置することとしております。

監査役監査の手続きは、期初に策定する監査方針及び監査計画に基づき、各監査役は、各種重要な会議・プロジェクトへの出席、各種会議議事録、主要な契約書、稟議書等の重要な文書の閲覧等を行うことなどにより、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を確認するとともに、取締役の職務執行に関して適切に監査しております。

## b. 監査役及び監査役会の活動状況

当事業年度において当社は監査役会を原則月1回開催しており、個別の監査役出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
常勤監査役	米田 康宏	14回	14回
非常勤監査役（社外）	畑尾 和成	14回	14回
非常勤監査役（社外）	芦澤 光二	14回	14回

## 監査役会における主な検討事項

- ・ 監査方針、監査計画及び業務分担について
- ・ 内部統制システムの運用状況の評価について
- ・ 取締役の職務執行の妥当性について
- ・ 棚卸資産の管理状況及び監査計画に基づく往査の結果について
- ・ 会計監査人に関する評価について

監査計画に対して監査報酬が適切かどうか、会計監査人の監査結果の相当性について検討

## 常勤監査役の活動状況

取締役会	取締役会への出席
その他重要な会議	経営会議等への出席
会計監査	会計監査人からの監査計画説明、監査結果報告
	会計監査人の評価の実施
内部監査	内部監査室からの内部監査計画の説明、結果報告
業務執行	営業本部、コーポレート戦略本部、情報システム部への監査
	棚卸への立ち合い
	取締役会長、代表取締役社長、常勤取締役への個別ヒアリング
	重要書類の閲覧（各種会議議事録、主要な契約書、稟議書等）

常勤監査役は、上記表（常勤監査役の活動状況）で記載した内容の監査活動を行い、その内容は監査役会及び監査役連絡会を原則月1回開催し、非常勤監査役にも適時に共有いたしております。また、社外取締役との連絡会を四半期に1回開催し、情報共有及び意見交換を行っております。

非常勤監査役は、それぞれの専門的知見やバックグラウンドを活かし、常勤監査役とともに、営業本部、コーポレート戦略本部への監査、取締役会長、代表取締役社長、常勤取締役への個別ヒアリング等を行っております。

#### 内部監査の状況

内部監査は、内部監査人2名(内部監査室)が全部署を対象として計画的かつ網羅的に実施しております。社内の各業務が社内規程及び社内ルールに基づいて適正に運営されているかについて、厳正な監査を行い、また、定期的に代表取締役社長に報告することにより、経営の健全化及び効率化に資するとともに、内部統制の強化を図っております。

内部監査人は、その監査結果について定期的に代表取締役社長に報告するとともに、常勤監査役に対しても報告を行っております。また、その都度、常勤監査役と情報交換し相互連携を図っております。監査役と監査法人に関しては、四半期及び期末決算時における意見交換を行い、期中監査時には経理状況の確認・法律上の改正点等につき情報の共有を行っております。また、内部監査人は、決算時の監査法人の棚卸立会への随行や、必要に応じて監査法人への内部監査状況の報告、期末監査終了時に意見交換の場を設けるなど、積極的に連携を図っております。

#### 会計監査の状況

##### a. 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

##### b. 継続監査期間

14年間

##### c. 業務を執行した公認会計士

森内 茂之(継続監査年数 5年)

沖 聡(継続監査年数 3年)

業務執行社員のローテーションに関しては適切に実施されており、原則として連続して5会計期間を超えて監査業務に関与しておりません。

##### d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士7名、会計士試験合格者等5名、その他7名

##### e. 監査法人の選定方針と理由

監査役会が太陽有限責任監査法人を選定した理由は、当社監査役会の監査法人選定基準に照らし、会計監査人に必要とされる専門性、独立性及び監査品質管理、当社の事業活動に対する理解に基づき監査する体制を有していることなどを総合的に判断した結果であります。

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価は、適格性や期初の監査計画の妥当性、監査方法の相当性、また期中の監査実施状況を確認し、期末の会計監査人監査報告書の内容等を常勤監査役が評価した結果を監査調書にとりまとめ、監査役会にて報告、承認されております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	15,600	-	20,800	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク(グラントソントン)に対する報酬(a. を除く)

区分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	-	7,550	-	5,500

当社は、会計監査人と同一のネットワークに属している太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である事業推進に関するアドバイザー・サービスを委託し、その対価を払っております。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、当社の規模及び事業の特性等に基づいた監査日数、要員等を総合的に勘案し、決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画、監査方法及び監査内容などを確認し、必要な検討を行ったうえで、会社法第399条第1項の同意の判断を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

(1) 基本報酬

基本報酬の決定については、任意の委員会として報酬委員会を設置しており、代表取締役社長、取締役会長、社外取締役3名及び常勤監査役1名、非常勤監査役2名で構成され、過半数以上を社外役員とし客観性、透明性を確保した組織で決定しております。

基本報酬の算定方法については、調査会社等が行っている役員報酬サーベイのデータをもとに、当社の時価総額（報酬委員会開催時の時価総額）や業態等の職位毎のテーブルをベンチマークとし、取締役の報酬等の額を決定しております。監査役の報酬については、株主総会で決定した範囲で、監査役の協議によって決定しております。

(2) 株式報酬

株式報酬は、2018年度より当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の中期経営計画を含む業績達成に向けた中長期インセンティブとして導入したもので、株式保有を通じて株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としております。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額 30,000 千円以内とし、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)	対象となる役員の員数(名)
		固定報酬	
取締役(社外取締役を除く。)	95,736	95,736	5
監査役(社外監査役を除く。)	9,720	9,720	1
社外役員	20,580	20,580	5

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2018年11月30日開催の臨時株主総会において年額250,000千円以内と決議されております。また上記とは別枠で、2018年6月26日開催の第13回定時株主総会において、当社の取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式報酬額として年額30,000千円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2006年6月28日開催の第1回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議されております。
3. 報酬等の額には、譲渡制限付株式報酬額(取締役5名に対し5,841千円)を含めております。

報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等  
 該当事項はありません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの  
 該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。

### 3．連結財務諸表について

当事業年度においては、子会社が存在しないため、連結財務諸表を作成しておりません。

### 4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

## 1 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,403,445	3,528,508
売掛金	1,916,744	1,690,417
商品	4,781,031	5,292,917
前渡金	50	-
前払費用	75,095	89,889
その他	480,502	209,024
流動資産合計	8,656,869	10,810,757
固定資産		
有形固定資産		
建物	179,134	179,634
減価償却累計額	62,282	69,515
建物（純額）	116,851	110,118
工具、器具及び備品	190,461	194,541
減価償却累計額	151,057	167,381
工具、器具及び備品（純額）	39,403	27,159
建設仮勘定	-	1,802
有形固定資産合計	156,255	139,080
無形固定資産		
商標権	-	5,048
ソフトウェア	370,241	275,593
ソフトウェア仮勘定	7,211	49,748
無形固定資産合計	377,453	330,390
投資その他の資産		
差入敷金保証金	494,813	488,398
長期前払費用	17,213	19,918
繰延税金資産	148,225	199,715
その他	20,628	20,618
投資その他の資産合計	680,881	728,651
固定資産合計	1,214,589	1,198,122
資産合計	9,871,459	12,008,879

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	1,206,303	749,873
短期借入金	1,500,000	1,100,000
1年内返済予定の長期借入金	331,087	654,459
未払金	301,811	312,908
未払費用	72,176	67,489
未払法人税等	279,094	370,530
預り金	20,694	10,800
ポイント引当金	225,901	350,743
その他	6,283	17,035
流動負債合計	3,943,353	3,633,841
固定負債		
長期借入金	1,018,742	2,671,039
固定負債合計	1,018,742	2,671,039
負債合計	4,962,095	6,304,880
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	513,683	518,665
資本剰余金		
資本準備金	413,683	418,665
資本剰余金合計	413,683	418,665
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	4,151,721	5,013,864
利益剰余金合計	4,151,721	5,013,864
自己株式	175,271	252,197
株主資本合計	4,903,816	5,698,996
新株予約権	5,548	5,002
純資産合計	4,909,364	5,703,999
負債純資産合計	9,871,459	12,008,879

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	34,608,865	34,658,950
売上原価		
商品期首たな卸高	4,194,168	4,781,031
当期商品仕入高	29,606,371	28,975,845
合計	33,800,540	33,756,876
他勘定振替高	23,577	38,313
商品期末たな卸高	4,808,580	5,339,387
商品評価損	27,549	37,799
商品売上原価	28,995,931	28,416,974
売上総利益	5,612,933	6,241,975
販売費及び一般管理費		
役員報酬	113,548	120,194
給与手当	970,734	1,038,957
法定福利費	161,519	175,588
広告宣伝費	54,876	54,419
販売促進費	712,642	732,853
業務委託費	205,554	264,825
支払手数料	839,749	824,996
減価償却費	214,899	213,153
地代家賃	263,585	269,167
ポイント引当金繰入額	108,248	280,929
その他	523,505	512,106
販売費及び一般管理費合計	4,168,864	4,487,191
営業利益	1,444,069	1,754,784
営業外収益		
受取利息	29	100
受取手数料	196	218
賠償金収入	400	-
還付加算金	520	107
受取保険金	-	415
その他	307	1,271
営業外収益合計	1,455	2,114
営業外費用		
支払利息	11,371	9,544
為替差損	151	3,119
その他	967	8,577
営業外費用合計	12,490	21,241
経常利益	1,433,033	1,735,657
特別利益		
新株予約権戻入益	223	545
特別利益合計	223	545
特別損失		
固定資産除却損	6,370	-
特別損失合計	6,370	-
税引前当期純利益	1,426,886	1,736,202
法人税、住民税及び事業税	482,269	593,730
法人税等調整額	38,003	51,490
法人税等合計	444,266	542,240
当期純利益	982,620	1,193,962



## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	508,656	408,656	408,656	3,408,507	3,408,507	224	4,325,595	5,771	4,331,367
当期変動額									
新株の発行	5,026	5,026	5,026				10,053		10,053
剰余金の配当				239,406	239,406		239,406		239,406
当期純利益				982,620	982,620		982,620		982,620
自己株式の取得						175,047	175,047		175,047
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								223	223
当期変動額合計	5,026	5,026	5,026	743,214	743,214	175,047	578,220	223	577,997
当期末残高	513,683	413,683	413,683	4,151,721	4,151,721	175,271	4,903,816	5,548	4,909,364

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	513,683	413,683	413,683	4,151,721	4,151,721	175,271	4,903,816	5,548	4,909,364
当期変動額									
新株の発行	4,981	4,981	4,981				9,963		9,963
剰余金の配当				331,819	331,819		331,819		331,819
当期純利益				1,193,962	1,193,962		1,193,962		1,193,962
自己株式の取得						76,925	76,925		76,925
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								545	545
当期変動額合計	4,981	4,981	4,981	862,142	862,142	76,925	795,180	545	794,635
当期末残高	518,665	418,665	418,665	5,013,864	5,013,864	252,197	5,698,996	5,002	5,703,999

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	1,426,886	1,736,202
減価償却費	217,619	213,153
受取利息	29	117
支払利息	11,371	9,544
固定資産除却損	6,370	-
売上債権の増減額（は増加）	65,699	226,326
たな卸資産の増減額（は増加）	586,863	511,885
仕入債務の増減額（は減少）	160,473	456,430
ポイント引当金の増減額（は減少）	71,490	124,842
その他	38,729	268,439
小計	1,202,889	1,610,076
利息及び配当金の受取額	29	100
利息の支払額	11,344	10,110
法人税等の支払額	501,924	505,335
営業活動によるキャッシュ・フロー	689,650	1,094,731
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	93,231	6,583
無形固定資産の取得による支出	134,726	142,961
差入敷金保証金の差入による支出	192,130	100,016
その他の投資活動	100	112,970
投資活動によるキャッシュ・フロー	419,987	136,591
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（は減少）	500,000	400,000
長期借入れによる収入	300,000	2,400,000
長期借入金の返済による支出	520,607	424,331
自己株式の取得による支出	175,047	76,925
配当金の支払額	239,406	331,819
財務活動によるキャッシュ・フロー	135,060	1,166,923
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	134,602	2,125,063
現金及び現金同等物の期首残高	1,268,843	1,403,445
現金及び現金同等物の期末残高	1,403,445	3,528,508

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品(新品)

移動平均法による原価法を採用しております。(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 商品(中古品)

個別法による原価法を採用しております。(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物(附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法、それ以外は定率法を採用しております。尚、主な耐用年数は、建物は3～36年、その他は2～20年であります。

(2) 無形固定資産

ソフトウェアは定額法を採用しており、主な耐用年数は5年であります。尚、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年間)に基づいております。

(3) 長期前払費用

定額法を採用しております。尚、主な償却期間は5年であります。

3. 引当金の計上基準

ポイント引当金

顧客に付与されたポイントの将来の使用により発生する費用に備えるため、将来使用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。

4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

#### 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月30日 企業会計基準委員会)

##### (1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

##### (2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

##### (3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

##### (1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかな場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解(注1-2)の定めを引き継ぐこととされております。

##### (2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

(損益計算書関係)

固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物	5,960千円	- 千円
工具器具及び備品	409千円	- 千円
合計	6,370千円	- 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	23,940,800	5,781	-	23,946,581

(注) 普通株式の発行済株式数増加の5,781株は、譲渡制限付株式報酬に係る増資によるものであります。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	176	245,000	-	245,176

(注) 自己株式の増加株式数245,000株は、会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく取得によるものであります。

3. 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末 残高 (千円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度末	
第2回新株予約権	-	-	-	-	-	5,278
第3回新株予約権	-	-	-	-	-	270
合計		-	-	-	-	5,548

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月26日 定時株主総会	普通株式	239,406	10	2018年3月31日	2018年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	331,819	14	2019年3月31日	2019年6月26日

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	23,946,581	13,076	-	23,959,657

(注) 普通株式の発行済株式数増加の13,076株は、譲渡制限付株式報酬に係る増資によるものであります。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	245,176	97,100	-	342,276

(注) 自己株式の増加株式数97,100株は、会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく取得によるものであります。

3. 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
第2回新株予約権	-	-	-	-	-	4,746
第3回新株予約権	-	-	-	-	-	256
合計		-	-	-	-	5,002

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	331,819	14	2019年3月31日	2019年6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	377,878	16	2020年3月31日	2020年6月26日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金勘定	1,403,445千円	3,528,508千円
現金及び現金同等物	1,403,445千円	3,528,508千円

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入や社債発行)を調達しております。今後の事業拡大等に伴い必要となる資金については銀行借入等により調達する予定であります。なお、当社はデリバティブ取引を行っておりません。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入敷金保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に中古商品在庫・設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、返済期日は最長で決算日後5年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注)2.参照)。

前事業年度(2019年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,403,445	1,403,445	-
(2) 売掛金	1,916,744	1,916,744	-
資産計	3,320,190	3,320,190	-
(1) 買掛金	1,206,303	1,206,303	-
(2) 短期借入金	1,500,000	1,500,000	-
(3) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	1,349,829	1,354,214	4,385
負債計	4,056,132	4,060,518	4,385

当事業年度(2020年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	3,528,508	3,528,508	-
(2) 売掛金	1,690,417	1,690,417	-
資産計	5,218,926	5,218,926	-
(1) 買掛金	749,873	749,873	-
(2) 短期借入金	1,100,000	1,100,000	-
(3) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	3,325,498	3,324,248	1,249
負債計	5,175,371	5,174,122	1,249

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産 (1) 現金及び預金、(2) 売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債 (1) 買掛金 (2) 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金(1年内返済予定を含む)

時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	2019年3月31日	2020年3月31日
差入敷金保証金	494,813	488,398

上記については、市場価格を把握することが極めて困難であること等から、上の表には含めておりません。



3. 金銭債権の決算日後の償還予定額  
 前事業年度(2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,403,445	-	-	-
売掛金	1,916,744	-	-	-
合計	3,320,190	-	-	-

当事業年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,528,508	-	-	-
売掛金	1,690,417	-	-	-
合計	5,218,926	-	-	-

4. 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額  
 前事業年度(2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,500,000	-	-	-	-	-
長期借入金	331,087	131,251	83,340	804,151	-	-
合計	1,831,087	131,251	83,340	804,151	-	-

当事業年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,100,000	-	-	-	-	-
長期借入金	654,459	606,548	1,302,859	423,283	338,349	-
合計	1,754,459	606,548	1,302,859	423,283	338,349	-

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

## 1. 自社株式オプションに係る当初の資産計上額及び科目名

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金	- 千円	- 千円

## 2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
新株予約権戻入益	223千円	545千円

## 3. 自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況

## (1) 自社株式オプションの内容

	第2回新株予約権 取締役会の決議日 (2015年5月11日)	第3回新株予約権 取締役会の決議日 (2016年11月7日)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 23名	当社取締役 2名 当社従業員 38名
株式の種類別の自社株式オプションの数(注)2	普通株式 942,000株	普通株式 216,000株
付与日	2015年6月18日	2016年12月21日
権利確定条件	(注)3	(注)4
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2016年7月1日 至 2025年5月27日	自 2017年7月1日 至 2025年5月27日

(注) 1 第2回新株予約権及び第3回新株予約権はストック・オプションに該当しない自社株式オプションであります。

2 株式数に換算して記載しております。なお、2018年1月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

3 第2回新株予約権の権利確定条件に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権者は、下記(a)乃至(e)に定める決算期において、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された当社損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載の経常利益(適用される会計基準の変更等により経常利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。)が下記(a)乃至(e)に掲げる各条件を充たした場合、それぞれ定められた割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を、当該条件を充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。なお、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(a) 2016年3月期において経常利益が12億円を超過した場合

行使可能割合：7.5%

(b) 2016年3月期乃至2017年3月期のうち、いずれかの期において経常利益が16億円を超過した場合

行使可能割合：17.5%

(c) 2016年3月期乃至2020年3月期のうち、いずれかの期において経常利益が20億円を超過した場合

行使可能割合：37.5%

(d) 2016年3月期乃至2021年3月期のうち、いずれかの期において経常利益が25億円を超過した場合

行使可能割合：67.5%

(e) 2016年3月期乃至2022年3月期のうち、いずれかの期において経常利益が30億円を超過した場合

行使可能割合：100%

新株予約権者は、2016年3月期乃至2020年3月期のいずれかの期において経常利益が8億円を下回った場合、上記に基づいて既に行使可能となっている新株予約権を除き、それ以降、本新株予約権を行使することができない。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4 第 3 回新株予約権の権利確定条件に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権者は、下記(a)乃至(c)に定める決算期において、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された当社損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載の経常利益(適用される会計基準の変更等により経常利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。)が下記(a)乃至(c)に掲げる各条件を充たした場合、それぞれ定められた割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を、当該条件を充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月 1 日から行使することができる。なお、行使可能な本新株予約権の数に 1 個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(a) 2017年 3 月期乃至2020年 3 月期のうち、いずれかの期において経常利益が20億円を超過した場合  
行使可能割合：37.5%

(b) 2017年 3 月期乃至2021年 3 月期のうち、いずれかの期において経常利益が25億円を超過した場合  
行使可能割合：67.5%

(c) 2017年 3 月期乃至2022年 3 月期のうち、いずれかの期において経常利益が30億円を超過した場合  
行使可能割合：100%

新株予約権者は、2017年 3 月期乃至2020年 3 月期のいずれかの期において経常利益が 8 億円を下回った場合、上記 に基づいて既に行使可能となっている新株予約権を除き、それ以降、本新株予約権を行使することができない。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

(2) 自社株式オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2020年3月期)において存在した自社株式オプションを対象とし、自社株式オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

自社株式オプションの数

	第2回新株予約権 取締役会の決議日 (2015年5月11日)	第3回新株予約権 取締役会の決議日 (2016年11月7日)
権利確定前 (株)		
前事業年度末	754,000	180,000
付与	-	-
失効	76,000	9,000
権利確定	-	-
未確定残	678,000	171,000
権利確定後 (株)	-	-
前事業年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

単価情報

	第2回新株予約権 取締役会の決議日 (2015年5月11日)	第3回新株予約権 取締役会の決議日 (2016年11月7日)
権利行使価格 (円)	754	577
行使時平均株価 (円)		
付与日における公正な評価単価 (円)	1,400	300

(注) 公正な評価単価は、新株予約権1個(200株)の単価であります。

3. 自社株式オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

4. 自社株式オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
ポイント引当金	69,170千円	107,396千円
業績賞与	49,694千円	55,018千円
未払事業税	15,393千円	20,179千円
棚卸資産評価損	5,363千円	8,162千円
減損損失	3,176千円	2,574千円
その他	5,426千円	6,452千円
繰延税金資産合計	148,225千円	199,785千円
<b>繰延税金負債</b>		
未払消費税	- 千円	69千円
繰延税金負債合計	- 千円	69千円
繰延税金資産の純額	148,225千円	199,715千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、商品別の営業部を置き、各営業部は取り扱う商品・サービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社の報告セグメントは、当社が取り扱う商品の種類・性質・市場等に基づくセグメントから構成されており、「カメラ事業」、「時計事業」、「筆記具事業」及び「自転車事業」の4区分を報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

事業区分	主要商品
カメラ事業	デジタルカメラ、フィルムカメラ、交換レンズ、周辺機器等の中古及び新品商品
時計事業	中古腕時計、新品腕時計
筆記具事業	中古万年筆、新品万年筆・文具・革小物等
自転車事業	自転車車体、フレーム、パーツ、小物類等の中古及び新品商品

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

また、共用資産については、各報告セグメントに配分しておりませんが、関連する費用については、合理的な基準に基づき、各報告セグメントへ配分しております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報  
 前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント					調整額 (注) 1	財務諸表 計上額 (注) 2
	カメラ事業	時計事業	筆記具事業	自転車事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	23,776,104	9,860,215	491,664	480,880	34,608,865	-	34,608,865
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	23,776,104	9,860,215	491,664	480,880	34,608,865	-	34,608,865
セグメント利益又は 損失( )	1,886,530	543,957	16,377	5,217	2,441,647	997,577	1,444,069
セグメント資産	4,220,635	3,015,430	164,653	156,395	7,557,115	2,314,344	9,871,459
その他の項目							
減価償却費	76,231	12,304	4,723	964	94,223	120,675	214,899
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	105,259	17,114	27,415	2,157	151,947	25,036	176,983

(注) 1. 調整額は以下のとおりです。

- (1) セグメント利益又は損失の調整額 997,577千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない管理統括部門に係る費用であります。
  - (2) セグメント資産の調整額2,314,344千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係るものであります。
  - (3) 減価償却費の調整額120,675千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係るものであります。
  - (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、ソフトウェア仮勘定の増加額は含めておりません。また有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額25,036千円は、報告セグメントに帰属しない全社資産の設備投資額であります。
2. セグメント利益又は損失は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	財務諸表 計上額 (注)2
	カメラ事業	時計事業	筆記具事業	自転車事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	23,274,236	10,330,235	502,865	551,613	34,658,950	-	34,658,950
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	23,274,236	10,330,235	502,865	551,613	34,658,950	-	34,658,950
セグメント利益	2,305,801	555,898	22,729	13,109	2,897,538	1,142,753	1,754,784
セグメント資産	4,134,950	3,210,859	173,983	202,663	7,722,457	4,286,421	12,008,879
その他の項目							
減価償却費	60,932	15,554	5,677	1,822	83,986	129,167	213,153
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	15,162	40,137	1,378	991	57,669	43,679	101,348

(注) 1. 調整額は以下のとおりです。

- (1) セグメント利益又は損失の調整額 1,142,753千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない管理統括部門に係る費用であります。
  - (2) セグメント資産の調整額4,286,421千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係るものであります。
  - (3) 減価償却費の調整額129,167千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係るものであります。
  - (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、ソフトウェア仮勘定の増加額は含めておりません。また有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額43,679千円は、報告セグメントに帰属しない全社資産の設備投資額であります。
2. セグメント利益又は損失は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦における売上高が90%を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。



当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦における売上高が90%を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	206.90円	241.31円
1株当たり当期純利益	41.11円	50.55円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	40.45円	50.12円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	982,620	1,193,962
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	982,620	1,193,962
普通株式の期中平均株式数(株)	23,903,535	23,617,451
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	391,445	206,318
(うち新株予約権(株))	391,445	206,318
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

(コミットメントライン契約締結について)

当社は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大による経済全体の収縮が始まるなか、今後の事業展開における機動的かつ安定的な資金調達手段を確保するとともに、財務基盤のより一層の安定を図ることを目的として、2020年5月15日の臨時取締役会において、コミットメントライン契約の締結を行うことを決議いたしました。

#### 1. 契約の内容

- (1) 借入先の名称 株式会社三菱UFJ銀行
- (2) 契約金額 10億円
- (3) 契約締結日 2020年5月25日
- (4) 借入の用途 運転資金
- (5) 借入可能期間 2020年5月29日から2021年5月28日

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	179,134	500	-	179,634	69,515	7,232	110,118
工具、器具及び備品	190,461	4,281	200	194,541	167,381	16,525	27,159
建設仮勘定	-	1,802	-	1,802	-	-	1,802
有形固定資産計	369,595	6,583	200	375,978	236,897	23,758	139,080
無形固定資産							
商標権	-	6,132	-	6,132	1,084	1,084	5,048
ソフトウェア	1,215,948	90,434	-	1,306,383	1,030,790	185,083	275,593
ソフトウェア仮勘定	7,211	49,748	7,211	49,748	-	-	49,748
無形固定資産計	1,223,160	146,315	7,211	1,362,264	1,031,874	186,167	330,390
長期前払費用	14,237	4,485	-	18,723	12,788	3,228	5,934

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具器具備品	ダイワ西新宿ビル防犯機器購入	1,250千円
	PatrolClarocoアプライアンスサーバー式	732千円
	山手新宿ビル L2スイッチ増設	408千円
	本館地下1Fカウンタークッション張替	480千円
	クラウンギアーズ複合機設置	430千円
	キングノート複合機設置	430千円
商標権	海外商標登録 GMT(文字)	709千円
	MapCamera(文字)	653千円
	MapCamera(ロゴ・カラー)	653千円
	Syuppin(ロゴ・カラー)	285千円
ソフトウェア	ECサイト開発(GMTからBRILLERへ別サイ ト化)	37,576千円
	PerformanceInsight(DBパフォーマンス 管理ツール)使用権	7,630千円
	楽天Pay対応	7,875千円
	ご優待チケット機能等追加	6,402千円
	CAT端末入替	5,700千円
	電子棚札導入開発	5,537千円
	POSシステム改修	3,020千円
	Oracle Database Applianceライセンス	2,227千円
	GMT価格コムAPI連携	2,008千円
	消費税軽減税率対応	1,996千円
ソフトウェア仮勘定	AIMD開発	37,732千円
	UK検索エンジン導入	7,385千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定	ソフトウェアへの振替	7,211千円
-----------	------------	---------

3. 長期前払費用の内容は償却対象分のみを記載しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,500,000	1,100,000	0.29	-
1年以内に返済予定の長期借入金	331,087	654,459	0.35	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,018,742	2,671,039	0.38	2021年～2024年
其他有利子負債	-	-	-	-
合計	2,849,829	4,425,498	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均金利を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
606,548	1,302,859	423,283	338,349

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
ポイント引当金	225,901	2,044,830	1,894,202	25,785	350,743

(注) ポイント引当金の「当期減少額(その他)」については、有効期限(最終利用日から2年間)を経過し、失効したポイントの戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	77,628
預金	
普通預金	3,450,880
合計	3,528,508

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
三井住友カード株式会社	734,434
株式会社ジェーシービー	365,683
株式会社ジャックス	182,104
楽天株式会社	136,888
ヤフー株式会社	59,357
その他	211,948
合計	1,690,417

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
1,916,744	24,510,288	24,736,615	1,690,417	93.60	26.93

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

商品

区分	金額(千円)
カメラ	2,266,203
時計	2,769,958
筆記具	107,882
自転車	148,872
合計	5,292,917

差入敷金保証金

区分	金額(千円)
ソニーマーケティング株式会社	160,029
ハウライ株式会社	94,555
大和証券オフィス投資法人	71,138
株式会社ぶらんしえ	59,612
東京山手食糧販売協同組合	45,781
その他	57,281
合計	488,398

買掛金

相手先	金額(千円)
ソニーマーケティング株式会社	134,597
富士フィルムイメージングシステムズ株式会社	114,116
ライカカメラジャパン株式会社	93,712
キャノンマーケティングジャパン株式会社	70,462
株式会社ニコイイメージングジャパン	56,888
その他	280,096
合計	749,873

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (千円)	8,402,912	17,852,640	26,385,498	34,658,950
税引前四半期(当期)純利益 (千円)	527,084	1,119,097	1,547,407	1,736,202
四半期(当期)純利益 (千円)	359,888	758,517	1,063,056	1,193,962
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	15.24	32.12	45.01	50.55

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	15.24	16.94	12.89	5.54

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで			
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内			
基準日	毎年3月31日			
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日、毎年3月31日			
1単元の株式数	100株			
単元未満株式の買取り				
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部			
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社			
取次所	-			
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額			
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 <a href="http://www.syuppin.co.jp/top.html">http://www.syuppin.co.jp/top.html</a>			
株主に対する特典	毎年3月31日現在の株主名簿に記載または記録された当社株式1単元以上を保有する株主を対象とし、当社専門店及びECサイトでの商品購入・売却時に利用可能な優待券(購入時：5,000円割引、売却時：5%上乘せ)を贈呈する。			
			保有期間	
			2年未満	2年以上(注)1
	保有 株式数	100株以上300株未満	1枚	2枚
		300株以上1,000株未満	2枚	3枚
1,000株以上10,000株未満		3枚	4枚	
10,000株以上		5枚	6枚	

- (注) 1. 継続保有期間2年以上の株主様とは、毎年3月末日に確定する株主名簿に保有株式数100株以上を保有し、同一株主番号で3回以上連続して記載又は記録されている株主様となります。
2. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
  - (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利



## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第14期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)2019年6月26日関東財務局長に提出

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年6月26日関東財務局長に提出

#### (3) 四半期報告書及び確認書

第15期第1四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)2019年8月7日関東財務局長に提出

第15期第2四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)2019年11月7日関東財務局長に提出

第15期第3四半期(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)2020年2月14日関東財務局長に提出

#### (4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づ

##### く臨時報告書

2019年6月26日関東財務局長に提出

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月26日

シュッピン株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森内 茂之 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 沖 聡 印

### < 財務諸表監査 >

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシュッピン株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュッピン株式会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## < 内部統制監査 >

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、シュッピン株式会社の2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、シュッピン株式会社が2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。

内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。